令和3年6月定例会 文教警察企業常任委員会会議録 令和3年6月24日~25日

場 所 第3委員会室

令和3年6月24日(木曜日)

・宮崎県文化財保存活用大綱(素案)について

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正 予算(第6号)

○議案第2号 令和3年度宮崎県公営企業会計 (電気事業)補正予算(第1号)

○議案第13号 工事請負契約の締結について

○議案第18号 民事訴訟事件の和解及び損害賠 償の額の決定について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- · 令和 2 年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書
- · 令和 2 年度宮崎県公営企業会計(電気事業) 継続費繰越計算書
- 令和2年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費繰越計算書
- 令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)継続費繰越計算書
- ○請願第6号 新型コロナウイルス感染症から 子どもを守り学ぶ権利を保障す るために少人数学級を求める請 願
- ○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経 営に関する調査
- ○その他報告事項
- ・令和2年台風10号により椎葉村で発生した土砂災害に対する警察活動について
- ・宮崎県「教育の情報化」推進プランの策定について
- 「ひむかサンライズ競技」について

出席委員(7人)

委 長 員 重 松 幸次郎 委員 山下 寿 副 長 委 員 徳 重 忠 夫 井 本 英 雄 委 員 丸 山 裕次郎 委 員 脇 谷 のりこ 委 員 委 員 満 行 潤 一

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長 佐 藤 隆 司 警 務 部 髙 橋 成 長 和 警務部参事官兼 日 高 俊 治 首席監察官 生活安全部長 時 任 和 博 事 長 中川正純 刑 部 交 通 部 長 河 野 俊 警 河 野 晃 備 部 長 央 警務部参事官兼 上 平 瞖 会 計 課 長 警務部参事官兼 三原 健 警 務 課 長 生活安全部参事官兼 黒 瀬 信太郎 生活安全企画課長 守 総務 課 長 梅原 少 年 守 課 長 黒木 生活環境課長 廣 田 匡 康 交通規制課長 宇都宮 淳一郎 運転免許課長 戸 松 俊 二

企業局

企 業 局 長 井 手 義 哉 副局長 (総括) 日 高 斡 夫 副局長 (技術) 江 藤 彰 泰 総務課長 野 松 義 直 経営企画室長 晃 宮 田 尚 工務管理課長補佐 小 野 彦 (総括) 施設保全課長 英俊 釘 元 発電設備課長 山本 正信 総合制御課長 丹 山 竜一郎

教育委員会

教 育 長 黒 木 淳一郎 教育 長 原光晴 副 中 教 育 長 次 児 玉 康 裕 (教育政策担当) 教 育 次 黒木 貴 (教育振興担当) 教育政策課長 川北正文 事 光 兀 位 久 財務福利課長 育英資金室長 山 崹 博 文 高校教育課長 谷 彰 規 П 義務教育課長 吉 田 英 明 特別支援教育課長 田律子 松 事 参 兼 東 宏太朗 教職員課長 生涯学習課長 長尾岳彦 スポーツ振興課長 押川 幸 廣 文 化 財 課 長 加塩 美 昭 人権同和教育課長 島 寄 善真理 本 真 一 図 書 館 長 岩 美術館副館長 木 村 幸久 総合博物館長 川口泰夫

事務局職員出席者

議事課主事 飯 田 貴 久 総務課主事 合 田 有 希

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任 委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のと おりでありますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのように決定いた します。執行部入室のため、暫時休憩いたしま す。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

〇重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明をお願いいた します。

○佐藤警察本部長 警察本部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申 し上げます。

本日御審議いただきます報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて、令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、その他報告事項といたしまして、令和2年台風10号により椎葉村で発生した土砂災害に対する警察活動についてであります。

それぞれ担当部長から説明させますので、よ ろしくお願いいたします。

○重松委員長 次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

○髙橋警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて、御報告いたします。

令和3年6月県議会定例会提出報告書の4ページをお開きください。

今回、報告させていただく警察における損害 賠償事案は、4ページの一番上段のものから3 件目までの交通事故と、最後にあります運転免 許証紛失事故の1件についてでございます。

それでは、1件目の交通事故について説明い たします。

この事故につきましては、宮崎北警察署の警察官が、令和2年12月14日午前11時16分頃、宮崎市内の県道において、護送員等3人を乗せ、護送用車両を運転して護送の業務中、交差点の青色信号に従って右折する際、左右安全不確認のまま前進したため、左前方から横断歩道を進行してきた相手方自転車の右側面と自車右前部を接触させ、相手方を転倒させたというものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の左右 安全不確認によるものでございます。

過失割合につきましては、相手方にも動静不 注視の過失がありますので、県側が90%、相手 側が10%の過失となっております。

相手方の運転手には、転倒により右上腕部打 撲傷、右大腿部打撲擦過創のけががありました ので、治療費等として5万8,458円を県警の任意 保険と自賠責保険から支出しております。

また、相手方自転車は、後輪がゆがむなどしたため、修理費の一部として2万1,252円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理が必要な箇所はござ いませんでした。 次に、2件目の交通事故について説明いたします。

この事故につきましては、都城警察署の警察 官が、令和3年1月28日午後10時42分頃、都城 警察署の独身寮駐車場において、同乗者を乗せ てミニパトを運転し、会計課用務を済ますため 駐車枠に自車を駐車する際、後方安全不確認の まま後退したために、駐車中の相手方車両左前 部に自車左後部を衝突させたものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の後方 安全不確認によるものでございます。

過失割合につきましては、相手方車両は無人 の駐車中でございましたので、過失はございま せん。

相手方車両のフロントバンパー等の修理代と 代車料として15万5,892円を県警の任意保険から 支出しております。

公用車については、リアバンパーの修理にか かった修理費の18万400円を県費から支出してお ります。

3件目の交通事故について御説明いたします。 この事故につきましては、日向警察署の警察 官が令和3年2月4日午後2時40分頃、日向市 内の病院駐車場において、ミニパトを運転し、 機関誌配布のために駐車枠に自車を駐車する際、 後方安全不確認のまま後退したために、駐車中 の相手方車両右前部に自車左後部を衝突させた というものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の後方 安全不確認によるものでございます。

過失割合につきましては、相手方車両は無人 駐車中でしたので、過失はございません。

相手方車両のフロントバンパーなど修理代と 代車料として10万5,056円を県警の任意保険から 支出しております。 公用車については、リアバンパーの修理など にかかった修理費の8万1,092円を県費から支出 しております。

最後に、運転免許証紛失事故について御説明 いたします。

これは、高千穂警察署の警察官が、令和3年 4月14日午後2時32分頃、日之影町内の町道に おいて、相勤者とともに相手方に対して道路交 通法違反の反則告知を行う際、相手方から免許 証を預かったのですが、反則告知書の作成及び 告知時の説明を行うことに気を取られてしまい、 運転免許証を返還するのを失念いたしまして、 その後、相手からの問合せにより当該運転免許 証の紛失が発覚したものでございます。

事故の原因については、当該職員が運転免許 証の返還を失念したことによるもので、相手側 から提示された運転免許証を預かり、保管中に 紛失したものでございますので、相手方の過失 はございません。

相手方は、翌日に運転免許証の再交付を行っており、その再交付申請手数料の2,250円を県費から支出しております。

以上が、今回報告する損害賠償事案になります。

交通指導取締りを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生、また必要な注意義務を怠ったことによる運転免許証の紛失事故の発生につきましては、過失によるものとはいえ、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでございます。

県警といたしましては、さらに気を引き締め て諸対策を推進し、この種、損害賠償事案の絶 無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての 御報告は終了いたします。 続きまして、報告事項令和2年度宮崎県繰越 明許費繰越計算書につきまして、御説明いたし ます。

お手元の令和3年6月県議会定例会提出報告 書の17ページをお開きください。

繰越明許費につきましては、2月定例会におきまして予算の繰り越しの御承認をいただき、令和3年度に予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告をするものでございます。

警察本部の繰越明許費は、(款)警察費(項) 警察活動費、事業名、交通安全施設整備事業、 翌年度繰越額1億232万8,000円でございます。

本事業は、経済の根幹を支える交通流通の安全と円滑を確保するために、交通安全施設等の整備を計画的に進める事業でございます。

繰越しの理由でございますが、国土交通省が 所管する国道218号線高千穂日之影道路工事の進 捗状況により、可変標識設置工事が実施できな かったもの。

宮崎市田野町の信号機設置予定である交差点において、宮崎市が行う照明などの設置の進捗 状況により、信号機新設工事が実施できなかったもの。

信号機制御機更新工事など一部工事において、 入札不調が続き工期を確保できなかったものに より、予算を繰り越したものでございます。

なお、繰越し後の事業の進捗状況につきましては、宮崎市田野町の信号機新設工事は完了し、 その他の工事につきましても、5月中に入札を 終え、全て契約済みとなっております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。 報告事項について、質疑はありませんか。

〇丸山委員 この運転免許証を失くしてしまったのは、基本中の基本ができてなかったという

気がしていて、県民に対しての信頼を喪失した のかなと思っていますので、再発防止として具 体的に何を改めてやられたのかを教えていただ ければと思います。

〇日高首席監察官 再発防止の指導ということ でよろしいでしょうか。

背景を説明しますと、コロナ感染の危険性があるということで、通常はパトカーの後部座席に違反者の方に来ていただいて、そこで切符処理をするんですけれども、今の時期は感染を予防するために、同じ車両の中に乗らないで切符処理をしようという対応をしていたんです。ですので、パトカーの外でやることになってしまった。

それで返しただろうと思ってしまったもので、なくなってしまったということになったんですれども、切符を処理するときに使う画板があり、その画板があれば車の硬いところを使う必要がありませんので、そこに切符と免許証を挟んで切符を切る。そして終わったら返すというように指導をしております。教養資料とかを作って、地域課とか交通指導課がそういう指導を行ってくれています。

〇丸山委員 今後、こういうことがあったらお かしいかなと思ったもので、改めて質問させて いただきました。

あともう一つ、護送車を運転したときに接触 事故があったということなんですが、護送して いるということは非常に重要な案件だと思うん ですが、あり得ないことじゃないのかなと思っ ています。この辺のことをもう少し、対策を含 めて教えていただきたいと思います。

〇日高首席監察官 大変申し訳ない事故だった んですけれども、護送の要領というのがありま して、これは毎年新任で留置担当になった警察 官に対して、総合監察というのを毎年やるんで すけれども、警察署でこの護送の要領というの を実際に実地訓練しております。今回の事故も、 事例として紹介しまして気をつけるようにとい う指導を行っております。

○丸山委員 確かに事故は起きる可能性がある と思うんですが、一番起きたらいけないときの 事故じゃないなのかなと思っているものですか ら、今後はしっかりと注意・勧告等もしていた だくとありがたいのかなと。これは県民に対す る安全安心のための一番根幹にもつながること かと思います。よろしくお願いします。

○徳重委員 同じような質問になってしまうと 思うんですけれどね、3か月で、去年の12月、 1月、2月、3回連続事故をされているという ことですよね。事故はやむを得ないとは思うん ですけれど、例えば令和2年、あるいは1年、1 年間で警察車両の事故は大体どれくらいの件数 になっているか、教えてください。

〇日高首席監察官 損害賠償事案になったもの、相手方に損害が生じた事故というのは、令和2年の1月から12月で見ますと12件でした。公用車の事故自体は、どんな小さな事故でも報告しなさいと言っていますので、その事故について88件、これは全ての事故ですね。第1等とか第2等の当事者の事故も全部含めて88件となっています。

○徳重委員 少なくとも模範であるべき指導的な立場にある警察車両、警察官がこれはもう国民全てが車に乗っているわけですからあれですけれど、これに対していろんな指導はされておるんですけれど、1年に1件でも少なくしようじゃないかと、県警全体で考えてほしいんです。全県下の警察官は事故を起こさないように細心の注意を払うということは、言葉では訓示され

てはいるとは思うんですけれどね、少なくとも 月に一遍ぐらいはしっかりした指導をしないと、 1回言っていれば1年間大丈夫だということに はならないという気がするものですから、事故 防止のためにどういう指導を警察官に対してさ れているのか、教えてください。

〇日高首席監察官 警察職員の交通事故防止の ためにどのような対策をしているかということ かと思いますけれども、県警では機動性とか、 広域性とか、秘匿性などといった警察活動の特 性を踏まえまして、令和2年中において合 計1,002台の公用車を運用しているんですけれど も、パトカーなど主要な4輪自動車の運転をす る全職員が様々な警察活動で求められる運転技 能と知識を十分に有して発揮できるように、公 用車運転的確審査制度というの設けるなど、い ろんな対策は講じております。

具体的には、全ての運転者への公用車運転的 確審査を年8回行っております。それから、運 転指導員講習というのを年2回やっております。 これは指導員に対する講習ですね。それと、緊 急自動車講習、これは緊急走行パトカーとか操 作用車をしますけれども、その運転をする者に 対して年2回の講習を実施しております。

公用車の事故を起こした職員に対しては、安全意識を高めるという意味なんですけれども、一定期間の街頭交通指導というのをさせております。同じくその事故を起こした職員を対象にしまして、運転技能講習会、事故を起こしたら必ず運転技能の講習会など行っております。それから、公用車の事故発生の状況とか、事故一つ一の問題点を掲載しました宮崎監察通信というものを作って配布しております。

それから、各所属、各署、各課ですね、運転 指導員というのを指定しておりまして、これ全 部で69人になるんですけれども、この指導員に よるそれぞれの職員に対する訓練、事故防止教 養というのも行っております。あとは、個別の 運転技能等を考慮した職員、ちょっと問題ある かなという人に対しては個別な指導を行うとか、 公用車事故の発生状況とか、運転時の人身事故 というのを、公用のパソコンで誰でも見れるサ イトがあるんですけれども、そこに掲載して見 てくれという、そういう指導を行っております。

あとは、監察官によりまして、各警察署に業務指導に参るんですけれども、交通事故防止の指示等も行っております。いずれにしましても、警察は交通事故を防止すべき立場にありますので、交通事故の絶無を目指して、交通事故防止対策に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○徳重委員 大変な努力をされているということが分かり安心いたしました。それでも、やはり署を挙げて、警察全体、県警全体挙げて毎年減らせるような最善の努力を、本部長を中心に考えていただければありがたいかなと。やはり目標がないと、努力しなさいだけでは、やっぱり結果を出そうじゃないかと、警察署単位で交通事故を、警察官は自分の私用でも公用でも絶対に交通事故を起こさないぞという競争をしようじゃないかと。そういうような何か前向きな努力もしてほしいなということをお願いをしておきたいと思います。

○井本委員 私は警官も事故を起こすだろうな という気はしてるんだけれど、警官という立場 なものだから、できるだけ起こしてほしくない という思いでみんな言っているわけですよ。

私は、普通の人間よりもやっぱり事故が起こる確率は恐らく低いだろうと思うんですよ。だけど、それでもなぜ事故が起きるのかという、

問題点をきちっと分析して、そしてそれに対して対策をやらんといかんと思う。よろしくお願いします。

○重松委員長 よろしいですね。ほかはございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、次にその他報告事項 に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いをいたします。

○河野警備部長 それでは、お手元に配付をしております資料1、令和2年台風10号により椎葉村で発生した土砂災害に対する警察活動について御報告させていただきます。

まず、1の土砂災害の概要について御説明いたします。

9月1日に小笠原諸島で発生した台風10号は、 次第に勢力を拡大し、6日夜に本県に最接近し ました。

県内では、美郷町神門で4日から7日までの 総降水量が599ミリに達し、各所で風速30メート ル毎秒を超える猛烈な風が観測されました。

県警では、9月6日午前9時17分、県内に台 風10号接近に伴う大雨警報が発令をされたため、 警備部長を長とする災害警備本部を設置して、 気象情報や災害に関する情報収集、災害現場へ の出動準備などを行っておりました。

その後、同日午後4時にはそれまでの雨量や 風速までの勢力を勘案して、本部長を長とする 災害警備本部に格上げして、関係機関と連携し、 災害情報の収集や現場対応に当たっていたとこ ろでありました。

7日の午前7時45分、宮崎県災害対策本部に 派遣をしていた県警の連絡委員から、「詳細は不 明であるが、椎葉村に所在する建設会社付近で 土砂災害が発生した模様。数名が生き埋めになっているかもしれない」との連絡が入りました。

土砂崩れの発生現場は、椎葉村下福良の山間 地域で、建設会社の事務所兼住居1棟と同社の 車庫1棟がそばを流れる十根川に土砂で押し流 されておりました。

消防団により、現場付近で救助された建設会 社社長の話から、土砂崩れの発生は6日の午後 8時30分頃で、当時、事務所兼住居に本人とそ の妻、そして長男の3人がおり、車庫には技能 実習生として同社で働いていたベトナム人男性 2人がいたとこのことで、男女4人が安否不明 でありました。

この土砂崩れは、専門家が計測をしたところ、幅20メートルから40メートル、長さ200メートル、 平均傾斜34度の斜面が崩れ落ちたものであり、 その勢いは激しく、土砂は幅約30メートルの十 根川を越え、対岸の道路にまで達しておりました。

9月18日に、ベトナム人男性1名が残念なが ら御遺体となって発見されましたが、ほかの3 名の方はいまだ発見されておりません。

それでは、2の警察活動について説明いたします。

まず、速やかな災害警備部隊の投入による捜索活動の開始についてです。

県警では、本件認知後、午前8時5分には日 向警察署員で編成する先遣隊3個班合計10名を 現場に向けて出発させました。

また、台風10号に伴う災害対応のため、それ ぞれ隊舎で待機をしていた警備部機動隊と管区 機動隊に出動を命じ、午前8時37分に警備部機 動隊隊長以下21名が出発し、午前8時41分に管 区機動隊中隊長以下17名が出発しました。

現場が遠隔地であったことや、現場までの道

路には狭隘な場所も多かったため、全部隊が現場に終結したのは午後0時43分となりましたが、発災初期の段階で多くの警察部隊を投入することにより、地元村民の安心感につながったのではないかと考えております。

その後、現場におきまして捜索エリア、任務 分担などについて関係機関と協議を行い、直ち に捜索活動を開始しました。

配付資料の①の写真は機動隊の捜索活動状況 であります。

次に、装備資機材を活用した捜索などについ てです。

今回の捜索では、施設装備課が所有するドローンを現場に持ち込み、ドローンによる捜索を 実施しております。

資料②の写真は、ドローンによる土砂崩れ現場の空撮写真であります。ドローンは広範囲を俯瞰できるとともに、対象物があれば接近して撮影をすることが可能なため、土砂崩落斜面の現状確認や現場下流にあったダム水面の捜索など、有効に活用することができました。

また、警備部機動隊では、装備資機材のバックホーを使って現場対岸の道路に堆積していた 土砂を移動させた上での捜索も行っております。 資料③の写真は、バックホーによる捜索状況 であります。

次に、広域緊急援助隊の特別派遣についてで す。

今回の台風10号は、九州で何らかの災害が発生するであろうと警察庁が判断をし、関東や関西方面の広域緊急援助隊を九州に向けて出発させておりましたので、発災後、直ちに警察庁と協議して、特別派遣の要請をしております。

その際には、大阪府警広域緊急援助隊が九州 に一番近い広島県内で待機しておりましたので、 速やかに現地入りして部隊活動に移すことができました。大阪府警広域緊急援助隊は、大隊長以下126名で7日には現地入りし、翌8日から10日までの3日間、県警と共同で捜索に従事をしました。

資料④の写真は、大阪府警広域緊急援助隊の 活動状況であります。

次に、映像送信システムを活用した現状把握 についてです。

現場の捜索活動状況については、現場臨場していた情報通信部機動通信課員がデジタル映像 モバイル伝送システムを使用し、災害警備本部 に映像を送信しておりました。

また、県警へりからもヘリコプターテレビ伝送システムを使用し、ヘリ搭載のカメラで撮影した現場上空の映像を災害警備本部に送信しておりました。これらの映像により、災害警備本部においても現場の状況が把握できました。

次に、県警へリによる迅速かつ広範囲な捜索についてです。県警へリ「ひむか」は8日から上空からの捜索活動を開始しました。ヘリの機動性を生かし、発生現場から耳川河口に至るまで、広範囲な捜索を実施しました。

次に、自治体等、関係機関との連携についてです。

発災当初から捜索に参加をしている地元消防団や、重機による捜索が可能な建設業組合など、関係機関とそれぞれ捜索エリアなどについて調整をするとともに情報共有を図り、効率的かつ広範囲な捜索を展開しました。

また、隣接する諸塚村には、県警部隊と大阪 府警広域緊急援助隊の宿泊場所として、体育館 や宿泊研修施設を無償で提供していただきまし た。そのおかげで、部隊員は十分に休息をとっ て、翌日の捜索活動に従事することができまし た。

以上が、椎葉村において発生した土砂災害に 対する警察活動であります。

9月7日から始まった部隊による捜索も、椎 葉村と協議し、9月15日を最後に打ち切りとな りました。

その間の警察の活動人員は、大阪府警広域緊急援助隊を含めますと延べ809人でありました。

その後は、日向警察署のパトカーによる通常 勤務を通じての捜索、ヘリを使用した上空から の捜索、川やダム湖周辺での異臭や浮遊物など の通報に対する対応などの活動を継続して実施 しております。

また、11月15日に実施をされました椎葉村や 地元消防団などによる一斉捜索にも日向警察署 を中心に捜索活動に従事しております。

最後に、今回の災害警備活動を通して明らか になった課題等について 2 点申し上げます。

1点目は、災害警備部隊の練度向上による災害対処能力の強化であります。

今回の捜索に導入しましたバックホーは、大幅に作業効率が上がる半面、使い方を誤れば大事故につながる恐れがあります。

安全に十分配慮した上でさらなる操作技術の 向上を図り、災害対処能力の強化につなげたい と思います。

2点目は、二次災害の発生に配慮した災害警備活動の推進であります。

今回の土砂崩れ現場は、むき出しとなった斜 面から大量の水が流れ出ており、再度土砂崩れ が発生するおそれがありました。

そこで、国土交通省から派遣をされていた「TEC一FORCE高度技術指導班」の指導・助言を受けるとともに、十根川対岸から土砂崩れ斜面全体の状況を常時監視して、部隊員の安全

を確保した上で捜索に従事させました。

今回のような危険な現場においては、災害の 専門的知見を有する関係機関とさらなる連携を 図るとともに、部隊員の安全な活動の確保とい う観点から、捜索とは別に、現場全体の状況を 監視する役割の者を指定するなど、二次災害の 発生に十分配慮した対処が重要であると実感し たところです。

これらの課題を踏まえまして、県警災害警備 部隊のさらなる対処能力向上を図ってまいりた いと思います。

- **○重松委員長** 執行部の説明が終了しました。 その他報告事項について質疑ございませんか。
- ○満行委員 装備資機材ですけれど、説明いただきましたドローン、バックホー、これ以外に 重機等は持っておられるんでしょうか。
- ○河野警備部長 主な重機としてはバックホーとかになりますけれども、そのほかエンジンカッターですとか、チェーンソー、そういった災害用の装備資機材は機動隊、そして各警察署等にも配備しているところでございます。
- ○満行委員 それは、毎年県内を各地巡回して やっている防災訓練の中で拝見しているんです けれど、普段の訓練というのがやっぱり大事な のかなと。現場それぞれ状況が違うんだと思い ますが、バックホーもおっしゃったように訓練 をしないといざというときになかなか使えない んじゃないかなと。その普段の訓練というのは どういう状況でしょうか。
- ○河野警備部長 機動隊、そして管区機動隊に つきましては、今回、大阪からの広域緊急援助 隊が来てくださいましたけれども、宮崎にも同 じように広域緊急援助隊、警備部隊というのが 編制されており、24名を指定しておりまして、 その者たちは特に県外への出動が予想されます

ものですから、日頃から訓練を積み重ねている ところでございます。

また、この者たちが今後各警察署を回ったりしまして、実際に直接指導をしたり、またコロナ禍でありますので、最近は映像送信も兼ねまして、例えば警察署員にエンジンカッターの使い方を映像で送らせて、本部でそれを見ていろいろ細かく指導するという対応もやっているところでございます。

○満行委員 ということは、各署にもそれなり の資機材というのは警備用というか、災害救助 用に配置し、機動隊の○Bの人たちが各署に配 置され、その人たちがまた普及に努めていると、 そういうイメージでしょうか。

○河野警備部長 そうです。現役の機動隊も警察署を回ったり、ブロックごとに回って指導を直接しますし、また機動隊の○Bの方も各警察署等に配置になっておりますので、その方たちも警察署で中心となって指導をしていただいているといったところでございます。

○脇谷委員 広域緊急援助隊なんですけれど、 大阪府警から来られるということなんですけれ ど、宮崎県は大阪府警というように決まってい るんでしょうか。

○河野警備部長 今回の場合は、台風10号は特別警報が発令されるんではないかというぐらい大きな、猛烈な台風でしたので、警察庁も恐らく九州のどこかで災害が発生するのではないかということで、関東あるいは関西方面の広域緊急援助隊の部隊をすぐ出動できるように近くまで来させて待機させていたところ、大阪府警の広域緊急援助隊が広島県で待機しておられたものですから、宮崎県に近いということで今回椎葉村に派遣されたというところでございます。

○脇谷委員 ということは警察庁が広域援助隊

をどこに派遣するかを指示するということでいいんですか。

○河野警備部長 今回、援助の要求というということで、宮崎県の公安委員会から大阪府の公安委員会に、援助の要求をしたんですけれども、その援助の要求をするにあたっては警察庁に連絡をとって、調整をしていただくという警察法上の規定がございますので、それに沿って対応したところでございます。

○脇谷委員 分かりました。もう一点なんですけれど、9月の15日に捜索活動を最後にされたということなんですけれど、この最後にされる決定ラインというか、何をもって最後とされるんでしょうか。

○河野警備部長 72時間の壁というのもあります。魔の3日間、発災から3日間というのは生存率も高いということがございます。今回、15日となりますと、発災から1週間も経過したところかなというところで、警察だけの判断ではなくて、椎葉村ですとか、いろんな機関と協議の上、15日で一応打ち切ったと。

ただ、全く打ち切ったというわけではございませんで、先ほども御説明しましたように、日向警察署によるパトカーでの通常勤務についての警戒ですとか、異臭がしたということがあれば現場の確認もやっておりますし、継続して捜索等はやっていたところでございます。

○脇谷委員 最後というのがやっぱりメディア に出るものですから、何をもって最後かなと思っ ていたんですけれど、結局は市町村の協議及び 消防団も含めての協議で決めるということでい いんですかね。

○河野警備部長 警察だけの判断ではなくて、 関係機関等とも協議の上、一応のラインを引く といいますか、ただ完全には打ち切ったという ことではなくて、継続してその後も通常の勤務を通じてやっておったということと、また11月15日に一斉捜索等もありましたけれども、そこにもやっぱり警察も、日向署を中心に参加をしたといったところでございます。

〇丸山委員 警察の活動、大阪からの部隊も来 ていただいて、非常に心強かったという話を伺っ たので、改めて感謝を申し上げたいと思ってい ます。

結果的には3名がまだ行方不明ということで、 非常に残念な結果になってしまったんですけれ ども、諸塚村の方が非常に協力体制がよくて、 炊き出し等もやっていただいたということも聞 いていて、大阪の部隊も非常にうれしかったと いう話も聞いているもので、普通だったら冷た い弁当ぐらいしかないのが、地域の方々があっ て本当よかったんじゃないかと思っています。

これは、日頃の警察官の活動がつながったことも一つの要因じゃないかなと思っているんですが、こういうことも今後やっぱり地域づくりといいますか、必要じゃないのかなと思っているものですから、こういう災害は、あまりあってほしくないんですが、こういうサポート体制を近くの自治体でも事前に構築しておいたほうが今後のためにもなるんじゃないかなと思っています。ここがなぜできたのかというのを教えていただきたいと思っています。

○河野警備部長 委員からのお話のとおり、諸 塚村の皆様からは大変温かい御支援をいただき まして、大阪府警の広域緊急援助隊の皆さん、 そして県警の警備部隊員も感謝をしているとこ ろでございます。

この諸塚村の今回の対応ですけれども、本当 すばらしい、本当献身的な対応でございまして、 やっぱりお隣の村ですし、そういう助けるとい うお気持ちが強かったということもあるでしょ うし、警察的には諸塚に駐在所員もおります。 日頃から諸塚村の役場の方とかとも良好な関係 を構築しているようですし、今回の対応にも尽 力してくれたと聞いております。

今回の諸塚村の対応に関しまして、本庁から 感謝状を贈らせていただいたということでござ います。

○丸山委員 こういう絆といいますか、協力体制があることによって、捜索する方々もまた頑張ろうという気持ちになると思っていますので、そういういい事例を流していただいて、それぞれに助け合って、各署を超えての連携をしていただくとありがたいかなと思っております。

○井本委員 細かいことで私も前々からちょっと気になっていたんだけれど、捜索活動と救助活動は違うと思うんですよね。基本的に捜索活動を警察がやると思っているんだけれど、見つければもちろん救助するんでしょうけれど、その辺の兼ね合いというのはどんなふうになっているのかなと思って。

○河野警備部長 警察だけでなくて、消防の皆さん、そして消防団の皆さん等々いろんな機関が協力して救助活動をします。それぞれ警察だけを見ると、警察は捜索もしますし、当然救助もします。消防の皆さんもやっぱ両方しますので、なかなかすみ分けというところは現場現場で、調整しながらやるのかなというふうに……。

○井本委員 分かるよ。聞きたいのは警察のやることは本来は捜索活動ですかということ。だけど、そこがたまたま救助活動まで手を出しているのかなと思ったもんだから。それとも警察のやることは救助活動まで入っているわけですか

○河野警備部長 警察の責務としまして、警察

法2条があるんですけれども、個人の生命、身体、財産の保護ということで責務がありますので、当然、救出救助活動も警察の役割の一つというふうに……。

- **〇井本委員** 法律で決まっておるんですね。法 律でびしっとなっておるんですか。
- ○河野警備部長 はい。警察法2条といいまして、警察の責務ということで明確に……。
- ○井本委員 助けることまで入っておるんですね。救助まで、間違いないですか。
- ○河野警備部長 文言としては、個人の生命、 身体、財産の保護ということですけれども、当 然、そこには救出救助というのも含まれるとい うことでございます。
- 〇井本委員 分かりました。
- ○重松委員長 よろしいですか。その他ないようでございますので、以上をもちまして、警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでございました。 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時52分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等 について、企業局長の概要説明を求めます。

〇井手企業局長 企業局でございます。どうぞ よろしくお願いいたします。

本日は、提出議案1件、提出報告書4件の計 5件につきまして、御説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお開 きいただいて、目次を御覧いただきたいと思い ます。

まず、Iの令和3年6月県議会定例会提出議

案関係であります。

議案第2号「令和3年度宮崎県公営企業会計 (電気事業)補正予算(第1号)」につきまして は、綾第二発電所大規模改良工事に係る事業費 を増額するものであります。

次に、II 令和3年6月県議会定例会提出報告書でありますが、目次にあります令和2年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書のほか、3件の繰越案件の報告を行います。

これらは、令和2年度予算に計上いたしました経費のうち、今年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法26条第3項及び同法施行令第18条の2第1項の規定により、御報告させていただくものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させ ますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は工務管理課長がこの委員会を欠席しております。代理として総括課長補佐の小野が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○重松委員長 次に、議案等についての説明を 求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

○松野総務課長 それでは、補正予算の概要について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

議案第2号「令和3年度宮崎県公営企業会計 (電気事業)補正予算(第1号)」であります。

今回、継続費の増額補正をお願いする必要が 生じた事業は、令和元年度に御承認いただきま した綾第二発電所大規模改良事業であります。

1の事業の概要であります。

本事業は、運転開始から60年以上が経過した 綾第二発電所の発電設備の老朽化に伴い、令和 元年度から令和7年度にかけて、水車発電機等の大規模改良を実施するもので、再生可能エネルギー固定価格買取制度いわゆるFITを活用し、収益の確保を図るものであります。

2の継続費の補正の理由であります。

ここに記載しておりますとおり、2つの理由 により、継続費の補正をお願いするものであり ます。

まず(1)の水圧鉄管の工法変更であります。 恐れ入りますが、右側の2ページの下の4の 概要図を御覧ください。

この概要図左側がダム、中央が発電所ですけれども、このダムと発電所をつないでおりますのが、赤枠で囲っております水圧鉄管で、これはダムの水を落差を利用して水車へ導くものであります。

1ページにお戻りください。

令和3年3月に国と行ったFIT申請に係る 協議の結果を受けまして、水圧鉄管については 内挿管工法を、既設管を全撤去する方式に変更 することから、予算の増額補正をお願いするも のであります。

次に、(2)の水車発電機等の使用変更であります。

恐れ入りますが、再度2ページの概要図を御覧ください。真ん中の発電所のところですけれども、赤枠で囲った水車及び発電機の箇所となります。

また1ページにお戻りください。

令和2年10月に国から示された「2050年カーボンニュートラル実現、脱炭素社会構築」の方針を受け、本事業においても対応の可能性を検討しました結果、水車発電機の高効率化によるさらなる発電電力量の増加と、これにかかる補正額を上回る増収を図ることが可能と判断した

ことから、予算の増額補正をお願いするもので あります。

次に、3の継続費の補正について御説明いた します。

まず、(1)の設定期間は令和元年度から令和 7年度までで、変更はございません。

(2) の総額及び年割額についてでありますが、令和3年度の補正予定額はございませんが、アの営業費用の補正においては、水圧鉄管の除却に要する経費となりますが、太枠の補正予定額の欄にありますとおり、令和5年度及び令和6年度に変更が生じ、2か年合計で5億5,000万円を増額するものであります。

2ページを御覧ください。

イの建設改良費の補正においては、水圧鉄管 及び水車発電機等の更新に要する経費となりま すけれども、太枠の補正予定額の欄にあります とおり、令和5年度から7年度にかけて変更が 生じ、3か年で24億2,000万円を増額するもので あります。

ただいま説明させていただきました内容は、 令和3年10月に予定しておりますFIT申請に 必要な事項でありますことから、本議会の補正 予算として上程させていただきました。

次に、(3)の補正額の内訳等についてであります。

1ページ及び2ページで御覧いただきましたとおり、営業費用と建設改良費を合わせた補正額は29億7,000万円となります。その内訳は、太枠の部分の補正額の欄にありますとおり、表の上から2番目の水圧鉄管が7億7,000万円、その下の水車発電機等が22億円となっております。

また、表の一番下の増収見込額でありますけれども、今回の補正によりましてFIT適用期間の20年間で、太枠にありますとおり税抜き

で220億円から245億円への増収を見込んでおります。

さらに、米印でありますとおり、FIT期間 終了後の21年目から60年目まででも、合計15億 円以上の増収を見込んでおります。

次に、5の今後のスケジュールについて御説 明いたします。

令和3年10月にFITの申請を行い、3か月後の令和4年1月にFITの認定を受ける予定です。その後、令和8年3月に本事業が完了し、4月から発電開始となる予定であります。

○重松委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案等について質疑はありませんか。

- ○満行委員 水圧鉄管工法変更なんですけれど、 今の既設の中に入れることによって何か不都合 なのか、国のチェックはなぜ変更っていってい るのかというのを教えてください。
- ○小野工務管理課長補佐 水圧鉄管の中に新しい管を入れる内挿管方式ですけれども、不都合というよりも今回綾第二発電所が申請しておりますFITの区分が、新設区分という分類なんですけれども、それだと既設の設備が残っていたら認められないということでしたので、既設の鉄管は撤去して新しい管を新設するというようになっております。
- ○満行委員 その理由は分かるんですけれど、 構造上何も問題ないと思うんですよね。かえって強化されるというか、守られるわけですから。 全部既設の設備を撤去しないと駄目といわれる けれど、なんか不合理じゃないのかなと思うん ですけれど、それは企業局としては抵抗しているわけじゃなくて、そういう基準だからって、 言われたとおりになっているわけですかね。
- 〇小野工務管理課長補佐 企業局としましても、

委員おっしゃるようにやはり既設管の中に埋め込んだほうが、確かに外側の既設の管も利用して安全じゃないのかなという考えで、国と協議を図ったんですけれども、やはり国は既設管を残すことは認められないということでしたので、今回のように至った次第でございます。

- ○満行委員 水車発電機の使用変更ということで、水車の羽を一番発電の効率がいいように設計変更すると聞いたんですけれど、これは当然、その水量とか水圧とかで設計したほうが当然効率上がると思うんですけれど、ほかの発電所でも当然工法的にやれると思うんですけれども、今後このFITとかされればこういう工法を検討を今後ともしていくという考えなんでしょうか。
- ○小野工務管理課長補佐 今後の改良につきましても、やはり高効率化をして少しでも電力量を稼ぐというような考えの下に、高効率化を図っていきたいと思っております。
- ○満行委員 当然、設計というのは業者にして もらうということですよね。
- ○小野工務管理課長補佐 この水車の高効率化におきましては、水車発電機メーカーの技術であったり、ノウハウによるところが大きいものですから、我々ではなくてそのメーカーのほうによります。
- ○満行委員 分かりました。
- ○徳重委員 耐用年数を何年に基準にして今度 の施設替えになるわけですかね。
- ○小野工務管理課長補佐 私どもでは発電所の 寿命を一応60年と考えております。
- ○徳重委員 60年ということをおっしゃいましたが、私は使えるだけ使ったほうがいいんじゃないかなという気がするんですけれど、そこは考えられないものかな。

○小野工務管理課長補佐 企業局としましては、60年を一応目安としまして、その前からなんですけれども、発電所の老朽化の状況を十分勘案しながら、使える部分は使っていくというようなことも含めて、今後は検討していかないといけないと考えております。

○丸山委員 恐らく国はこのFITの事業を早くから、先行していただくためにこのFITの制度をつくっていると思っていますので、多分、今回ぎりぎり間に合ったというふうに認識しております。ぜひお願いしたいのが、今回の技術をしっかり学んで、次のところに生かすような形をやっていってほしいなと思っています。

ぜひ、他県でもFITの制度を使ってとか、 新しく改築をやっていればいろんな技術が新し い技術が入ってきていると思っていますので、 FITが切れてもいずれは今持っているダムの 改修が必要になってくるとことが出てくると 思っていますので、技術の集積というのを県の 企業局でなくて、全国の企業局でそういう技術 のまとめといいますか、そういう意見交換とい うか、技術習得を集積するような取組はやらな いといけないかなと思っているんですが、そう いう動きは今やられているんでしょうか。

○井手企業局長 様々御質問いただきましてありがとうございます。本県の企業局の持つ発電設備、大体戦前から戦後にかけて整備されてきたもので、まさに60年がたとうとしているところです。そういう中におきまして、今ちょうど丸山委員がおっしゃいましたFITの制度で、高い売電価格が20年間保障された中でいろんなことをやれる時期にきていたという状況にあります。

これが、昨年度から説明しておりますけれど も、今年度の申請でFITは終わるということ で、駆け込み需要的にいろんな発電所が更新をかけていると。委員の皆様方の御質問にもありましたとおり、全面更新をするか、一部を修復しながら、修繕しながら長い年月を使っていくのか、アセットマネジメント的な考え方もございます。このFITに関していうと、全面更新をする場合と一部更新をする場合では売電価格が違うと。そういう中で、どちらが有利かいろいろ考え勘案した結果、2の場合は全面更新を選んでいる。そういう形で水圧鉄管も全面更新をかけざるを得なくなっているという状況であります。

ただ、それによって20年間、その後耐久年数、本当をいうともっと使えるかもしれませんけれども、60年で見たところで今投資額よりももっと多くの収益を得ることができるという判断をしたところであります。

今申し上げたとおり、FITの関係もありまして、全国の発電所は更新をかけていると、そういう中でいろいろな技術が新たに見受けられて、今回もこの効率化、水車の効率化であったり、発電機の効率化にもつながっているものと私は考えております。

そういう技術におきましては、もちろん電気 事業連合会なる民間の電気発電事業者の組合も ありますし、我々公営企業体としても公営電気 事業の協議会なるものがありまして、そこでい ろんな研修会、制度も技術も含めて研修会が開 催されております。毎年、企業局からも何名か その研修会に参加をしていますし、セミナーに も参加をさせていただいております。そういう ふうにして技術の共有、制度の改正などの情報 の共有を図っているところであります。

〇丸山委員 今回ので分かったのが、造ったと きには改修をするという頭がなくて、後から作 業道をどうするのかとか、そういうのもなかなか苦労されていると聞いているもので、多分60年後にまた何らかをしないといけないと考えたときに、場所によって違うと思うんですが、技術力をしっかりとこの場で学んでいくいい機会にしていただかないと。

ただ単にFIT事業があるからやるんではな くて、次の世代に、それはもう我々が生きてい ない世代にまた、いずれにしても改修とかは、 大規模改修を含めて必要だと思っています。技 術の習得を今のうちからやっていってほしいと 思いますし、この電気の、特に機械というのは ほぼメーカー任せで、いい値になってしまうこ とも多いんじゃないかとに思うものですから、 そうじゃないようにお互いの全国的に情報を収 集してもらって、これはおかしいんじゃないか とかっていうぐらいの形の制度をつくらないと いけないと思っていますので、ぜひ宮崎県の企 業局では非常に多くの水力発電を持っていらっ しゃいますので、そういうのを蓄積をしていっ てお互いが助け合うような体制を、ほかの企業 局とも、他県の企業局とも連携をしながらぜひ やっていただきたいと思っております。

○井手企業局長 情報の共有化とそういう情報 連絡を他県ともとりながら、より効率的なこと を考えてまいりたいと思います。

また、おっしゃるとおり次の更新を考えると何十年後、少なくとも大規模の精密点検をやるにしても10年というスパン以上のものがたつと思います。今回、今の時代、DXの時代ですので、設計から施工に関する情報・技術等はできるだけデジタル化をして残して、常日頃から見れるような状態にしていきいたいと我々としても考えております。

○重松委員長 ほかございますか。

〇山下副委員長 質問じゃないんですけれどね、 私も実はバイオマス発電を鶏ふんと木質の2つ やっているんですけれど、そのうちの鶏ふんの ほうが17年目を迎えたものですから、あと3年 でFITが切れます。それで、この綾第二と一 緒のように10月ぐらいに申請して、来年に向け てFITをとろうとやっているんですが、すご く私は水力のほうがいいなと思うのは、バイオ マスの場合は現在まで使っていた全てのものを 使っちゃいけないんですよ

だから、バイオマスで今度とろうとしている

のは、敷地も別なところにしなさい。全て今あ るものを使ったらFITの申請は駄目ですよと いうことなんですよ。ですから、水力の場合は すごく私はなんか恵まれているなと思って話聞 いていたんですけれどね。だから、そういう状 況であるということを委員の皆さん方も知って いただければありがたいのかなと、以上です。 **〇井手企業局長** ありがとうございます。まさ にそのとおりで、水力発電所の場合は建屋等は そのまま使える。耐震等を満たしていれば当然 のことなんですけれども使えるということで、 今ここに掲げてあるようなところ、制御系であっ たり、ダムからつなぐ水圧鉄管であったり、保 有線設備等、ここに掲げてあるところを更新す れば全更新とみなされると。水圧鉄管に関しま しては、我々も相当国と協議をさせていただき ました。やはり理不尽じゃないかと思っており ました。

ただ、おっしゃるとおりバイオマス等に比べるとまだまだ緩いというのが、そういう状態でございまして、なかなかFITの制度そのものの絡み等ありまして、難しいところはあるようであります。

〇脇谷委員 その内装管工法なんですけれど、

ほかの県はそれでやっているところもあるとい うことですか。

〇小野工務管理課長補佐 詳しいところはまだ 把握していないんですけれども、一応そのよう な状況があるという話も聞いております。

○脇谷委員 FITの事業じゃないということですか。つまり、前の説明で内挿管工法はほかの県でやっているところもあると。今まではやれないことはなかったと。だけど、今回からはできなかったというふうに、聞いたんですけれど、できない根拠が何なんだろうかというのが分からなかったんです。今、局長が言われるにはFITを使うには、これは結局できないんだということで理解していいのかどうかというのを聞きたかったんです。

○井手企業局長 おっしゃるとおり、FITの 認定を受けている中には過去に内挿管工法で認 定を受けているところもあると聞いております。 それを根拠にいろいろ協議をしていったわけで ありますし、それを根拠に設計、当初の仕様を 決めていたわけです。だから、今般、実際に協 議をする中で全国的にこういう基準で統一をし ましたと、はっきりおっしゃいましたので、過 去に認められたことが今は認められていないと いうのが現状だと思います。

○脇谷委員 それっていうのは、期日的にここから駄目だというのか、それともFITとして根拠法律ができたとか、そんなのあるんですか。

〇井手企業局長 この工法が認める認めれないについては、何らかの法的根拠なり通達なりがきちんと定められたというふうには聞いておりません。ただ、判例的主義なところがあるんだろうと思いますけれども、確認をするとこれでは全面更新という形では認められないという返答が今般あったと理解しております。

〇脇谷委員 分かりました。

○重松委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

〇松野総務課長 それでは、本議会に提出して おります報告事項について御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

このページから10ページまでは、令和3年6 月県議会定例会提出報告書のうち、企業局の所 管部分を抜粋したものをお付けしております。

今回、報告事項は4件でございますが、いずれも令和2年度宮崎県公営企業会計に係る予算の繰越しに関するものでありまして、地方公営企業法第26条及び地方公営企業法施行令第18条の2の規定に基づき御報告するものであります。

報告事項の1件目であります、令和2年度宮 崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書 について、御説明いたします。

3ページを御覧ください。

こちらには、電気事業の建設改良費の繰越額 について記載しております。

御覧の3つの事業で繰り越しを行い、表の左から6番目の翌年度繰越額という欄がございますけれども、それの一番下の計の欄にありますとおり、7億6,606万4,820円の繰り越しを行ったところであります。

繰り越しの理由につきましては、表の一番右の説明の欄に記載しておりますけれども、事業主体であります県土整備部において事業が繰り越されたことや、新型コロナウイルス感染症の影響により機器や設備の製作に日時を要したことによるものであります。

4ページを御覧ください。

こちらには、電気事業の営業費用の事故繰越 額について記載しております。

御覧の4つの事業で繰り越しを行いまして、

表の左から6番目の翌年度繰越額の一番下の計の欄にありますとおり、3,323万8,071円の繰り越しを行ったところであります。

繰り越しの理由につきましては、表の一番右側ですけれども、関係機関との調整等に日時を要したことや新型コロナウイルス感染症の影響により、現地調査等に日時を要したことなどによるものであります。

次に、5ページをお開きください。

報告事項の2件目であります、令和2年度宮 崎県公営企業会計(電気事業)継続費繰越計算 書について、御説明いたします。

継続費につきましては、各事業年度の支出予 定額のうち、該当年度内に支払い義務が生じな かったものがある場合には、その額を継続年数 が終了するまで、逓次繰越して使用することが できることとされております。

こちらの5ページには、電気事業の営業費用 に係る継続費の逓次繰越について記載しており ます。

御覧の3つの工事において、表の右から5番目の翌年度逓次繰越額の欄の一番下の計にありますとおり、3億4,548万3,919円を翌年度に逓次繰越しいたしました。

なお、下から2段目、事業名が「企業局庁舎 改修工事」につきましては、今から御説明いた します電気事業の資本的支出のほか、工業用水 道事業や地域振興事業におきましても、庁舎の 専有面積の割合や業務に従事する人員の割合に よりまして、各会計へ費用を案分しております。

続きまして、6ページを御覧ください。

こちらは、電気事業の建設改良費に係る継続 費の逓次繰越について記載をしております。

御覧の5つの事業を繰り越しまして、次の7ページになりますけれども、表の右から5番目

の翌年度逓次繰越額の欄の計にありますとおり、 6億999万6,472円を翌年度に繰り越しいたして おります。

続きまして、8ページを御覧ください。

報告事項の3件目であります、令和2年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)継続費繰越計算書でありますけれども、こちらのページには先ほど御説明いたしました企業局庁舎改修工事のうち、営業費用に係る継続費の逓次繰越について記載しております。表の右から5番目の翌年度逓次繰越額の欄の計に記載しておりますとおり、49万8,694円を翌年度に繰り越しました。

9ページをお開きください。

こちらは、企業局庁舎改修工事のうち、建設 改良費に係る継続費の逓次繰越について記載し ております。

表の右から5番目の翌年度逓次繰越額の欄の 計に記載しておりますとおり、84万8,843円を翌 年度に繰り越しいたしました。

最後に、10ページを御覧ください。

報告事項の4件目であります、令和2年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)継続費繰越計算書についてでありますが、こちらも企業局庁舎改修工事の営業費用に係る継続費の逓次繰越について記載しております。

表の右から5番目の翌年度逓次繰越額の欄に 記載しておりますとおり、8,894円を翌年度に繰 り越しました。

○重松委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○丸山委員 3ページ、4ページの繰り越し理由に、新型コロナウイルス感染症の影響により現地に行けなかったとか、調整できなかったと

書いているんですが、仕事なので不要不急じゃ ないので、仕事はしてもいいという認識をして いたものですから、ここでコロナの影響によっ てっていうのが、どういうことなのかを説明を していただきたいと思います。

○釘元施設保全課長 それぞれの項目によりま して理由は若干変わってくるんですけれども、 委員がおっしゃっていました、例えば上の2番 目の猿瀬発電所の件でございますが、こちらは 放流警報機器をメーカーで製作して、それを持っ てきて据え付けるというところになっておりま すが、このメーカーで作るときにコロナの影響 で部品がメーカーに下りないと。昨日もテレビ で言っておりましたけれども、ICが足りずに 閉鎖せざるを得なくなった工場もあると聞きま した。それと同じような理由で、部品が入って こないものですから製作ができない。物が作れ ないので、こちらに持ってこれないというとこ ろでございます。

あと、委員がおっしゃいましたように、人員 が来れないというところもございます。例えば、 会社が、社内法として、リモートを基本としま すということで、社員をほぼ会社に持ってこれ ないと。すなわち、県外にも出張させれないと いう会社の方針がございまして、会社のほうか らこちらに来て物を付けたり調査をしたりする ことができないと。あと、関連会社との打ち合 わせもできないということで、一気に工程が止 まってしまったというところで、もう繰り越さ ざるを得なかったというところが現状でござい ます。

- **〇丸山委員** はい、分かりました。
- **○重松委員長** ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 ないですかね。その他で何かあ 初めに、議案第1号「令和3度宮崎県一般会

りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、以上をもって企業局 を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさ までございました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午後1時1分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等 について、教育長の概要説明を求めます。

〇黒木教育長 教育委員会でございます。本日 は、どうぞよろしくお願いいたします。座って 説明させていただいます。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会 資料の表紙をおめくりいただきまして、目次を 御覧ください。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号 「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第6 号)」、議案第13号「工事請負契約の締結につい て」、議案第18号「民事訴訟事件の和解及び損害 賠償の額の決定について」の3つであります。

次に、報告事項といたしまして、令和2年度 宮崎県繰越明許費繰越計算書について、御説明 申し上げます。

さらに、その他報告事項といたしまして、宮 崎県教育の情報化推進プランの策定について、 ひむかサンライズ競技について、宮崎県文化財 保存活用大綱(素案)について、3件、御報告 させていただきます。

それでは、予算議案について御説明いたしま す。

1ページを御覧ください。

計補正予算(第6号)について」であります。

表がございますが、太線で囲んでありますと ころ、3か所ございます。その一番上の一般会 計の合計の欄を御覧ください。

今回、3億4,338万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

補正後の一般会計の合計は、その2つ右の欄でございます。1,093億226万1,000円であります。

私からの説明は以上でありますが、詳細につきまして、引き続き担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重松委員長 次に、議案等についての説明を 求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了 した後にお願いいたします。

〇川北教育政策課長 資料2ページでございます。

新規事業、教育の情報化緊急対策事業でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、学校におきましては感染症拡大、そして災害発生の緊急事態でありましても必要な教育活動を継続する必要があります。

また、Society5.0時代を生きる子供たちにふさわしい、誰一人取り残さない、個別最適で創造性を育む学びを実現する必要があります。これらの実現のため、教員の指導力の育成、端末整備など教育の情報化に関する人材育成と環境整備を行うものでございます。

2の事業概要ですが、予算額は2億6,961 万8,000円であります。全額新型コロナウイルス 感染症対策の臨時交付金でございます。事業期 間は令和3年度でございます。

(4) の事業内容ですが、まず①教育の情報 化推進に係る人材育成事業、そして②番教育の 情報化推進に係る環境整備事業であります。

説明につきましては、右側3ページで御説明 をさせていただきます。

まず、資料の上半分の図でございます。その図の上のほうに大文字で記しておりますが、指導者の人材育成と指導者用の端末整備を実施をしてまいります。大きく県立学校と県教育委員会に分けて整理をしておりますが、まず県立学校におきましては、各学校のICT教育推進リーダー、これにつきましては各学校でのICTを活用した授業改善等について中心となる職員でございます。

そして、右隣の欄の県立学校教員、次にその下、教育委員会内におりますICT担当指導主事これは各課、各出先機関等におきます組織のデジタル推進の中心を果たす担当者ということになります。そして、その右隣にあります教科担当指導主事、これらを対象としまして人材育成と必要な端末整備等を行っていくものでございます。

次に、資料の中ほどにあります各県立学校へのオンライン専用会議室の設置でありますが、校内のICT環境整備の一環としまして、オンライン会議に必要な機器等の整備を行いまして、全ての県立学校に教育の情報化の拠点となります専用会議室の設置を行うものでございます。

最後に、資料の一番下でございます。生徒用端末の1人1台端末整備に係る検証におきましては、現在の県立高校、特別支援学校の高等部の生徒の3人に1台の環境から1人1台の環境に向けまして、県内に8校のモデル校を指定いたしまして、個人所有端末の利用によりますICT活用などにつきまして調査研究を行いながら、1人1台端末環境への対応の在り方に係る検証を行っていくものでございます。

2ページに戻っていただきまして、3の事業効果ですが、ICT教育推進リーダーの育成、指導主事等によりますICTを活用した事業設計等の支援、さらには教員用端末及びオンライン会議に係る環境整備等を行うこと等によりまして、全ての県立学校においてどのような緊急事態におきましても、学びの保障を継続していくとともに、日々の教育活動においても個別最適で創造性を育む学びの実現につながるものと考えております。

〇松田特別支援教育課長 特別支援教育課でご ざいます。

資料の4ページをお開きください。

特別支援学校スクールバス感染症対策事業でございます。

事業の目的・背景でありますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、特別支援学校にスクールバスを導入するものであります。

次に、事業の概要でありますが、予算額は1,907 万5,000円で、全額コロナ対策の国庫支出金であ ります。事業期間は令和3年度、事業内容はリ フト付きのスクールバスを2台購入するもので あります。

事業効果につきましては、右側の資料のほう を御覧ください。

特別支援学校のスクールバス利用希望者の中には、車椅子を利用している児童生徒がおりまして、保護者や教員が直接抱え上げるなどの介助が必要となります。感染症感染拡大防止のためには、密接な接触を抑えるリフトによる乗車が必要でありますが、委託による民間のバスは通常の車両となるため、新たにリフト付きスクールバスを導入することとしたものであります。

今年度9月からスクールバスの運行を開始す

る日向ひまわり支援学校と児湯るぴなす支援学 校が対象となります。

リフト付き車両を導入することで、安全安心 な登校環境を整えることができると考えており ます

○長尾生涯学習課長 常任委員会資料の6ページをお開きください。

文化施設等の衛生環境改善事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景でありますが、県立図書館など教育委員会が所管する5施設において、 感染症予防のため、トイレの洋式化や手洗いの 自動水栓化の整備を行うことによりまして、衛 生環境の改善を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額は1,650 万6,000円、2の財源、3事業期間については御 覧のとおりであります。

4の事業内容でありますが、①の社会教育施設等の衛生環境改善事業につきましては、県立図書館と県立美術館で合計10基の和式トイレの洋式化を行うとともに、県立図書館の手洗いの自動水栓化を12台行うものであります。また、②の文化施設の衛生環境改善事業につきましては、県総合博物館など3施設で合計26基のトイレの洋式化と合計18台の手洗い自動水栓化を行うものであります。

3の事業効果といたしましては、感染症予防対策のため必要な設備改修をすることによりまして、文化施設等の衛生環境が大きく改善されるものと考えております。

○押川スポーツ振興課長 常任委員会資料7ページを御覧ください。

総合運動公園管理事務所の衛生環境改善事業 であります。

1の事業の目的・背景でありますが、新型コ

ロナウイルス感染症予防のため、県総合運動公園の受付・案内所があります管理事務所の衛生環境の改善を図るものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額、財源、 事業期間は御覧のとおりであります。

(4)事業内容でありますが、管理事務所トイレ手洗いの自動水栓化を9台行うものであります。

3の事業効果でありますが、衛生環境を一層整えることにより、利用者であります県民等がより安心して安全に利用できるようになると考えております。

〇島嵜人権同和教育課長 常任委員会資料 8 ページを御覧ください。

改善事業、チーム学校で子どもを支える教育 相談体制推進事業です。

まず、1の事業の目的・背景についてでありますが、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、 県内の児童生徒におきましても罹患者数は急激 に増加しており、子供たちの心理的負担の解消 等に向け、これまで以上に専門家の配置・派遣 など教育相談体制の強化を図ることが必要であ ります。

そのため、小学校及び県立学校におけるスクールカウンセラーの活動時間の増加、及びLINEを活用した相談を拡充し、児童生徒が安心して教育活動に取り組める環境を整備します。さらに、学校だけでは解決困難な新型コロナウイルス感染症に係る新たな生徒指導事案等に対応するため、弁護士による法律相談を実施し、事案の早期解決を図ることを目的としております。

2の事業の概要につきましては、予算額3,688 万9,000円、財源は全額コロナ対策臨時交付金で あります。 具体的な事業内容につきましては、右の9ページを御覧ください。

本事業全体のポンチ絵となっておりますが、 今回御審議いただく事業につきましては、二重 線で囲んでおります1、4、6であります。

まず、1、スクールカウンセラーの配置・派 遣の拡充であります。

小学校における不登校児童数や暴力行為の増加、高校においては特別な支援を要する生徒が増加し、スクールカウンセラーに対するニーズが高くなっております。しかし、現状のスクールカウンセラーの配置では、特に小学校と高校の配置が不十分な状況にあることから、今回の改善として県内の小学校11エリア、県立学校8エリアのスクールカウンセラーの活動時間をエリアごとにそれぞれ24時間増加しまして、児童生徒の悩みの軽減解消を図ります。

次に、4番、教育相談窓口の充実であります。 これは、LINEを活用した相談であり、今 般の子供たちの携帯電話等の所持率、SNSの 利用率の高さから、電話での相談よりも気軽で 相談することのハードルが下がることが期待で きます。当初、8月下旬から9月上旬の2週間 を予定しておりましたが、今回の改善により、 8月中旬から3月末まで毎日の相談とすること で、子供たちが抱えている多様な事案の未然防 止や早期解決につながるものと考えおります。

次に6、法律相談についてであります。

新型コロナ感染の影響により、新たな生徒指導事案や保護者等からの学校に対する過剰な要求が増えている状況にあります。そのため、希望する学校に弁護士を派遣し、法律相談を実施いたします。このことにより、法的な視点から学校の組織的な対応力の向上と事案の早期解決を図ることができるものと考えております。

これらの改善により、学校の教育相談体制を 支援する取組を強化することで、学校だけでは 解決が困難な事案への支援強化が図られるとと もに、コロナ禍における子供たちが抱える様々 な課題等にも迅速かつ適切に対応することがで きると考えております。

〇谷口高校教育課長 常任委員会資料の10ページをお開きください。

議案第13号「工事請負契約の締結について」 であります。

これは、宮崎海洋高等学校の実習船「進洋丸」 の代船建造事業の工事請負契約に関するもので ありまして、議会の議決に付すべき契約に関す る条例第2条に基づきまして、審査をお願いす るものであります。

1の契約の目的は、宮崎県立宮崎海洋高等学校実習船建造工事であります。

2の契約の方法にありますように、一般競争 入札で令和3年3月22日に入札を執行いたしま した。

3の契約の金額は23億5,950万円で、令和3年 3月26日に仮契約を締結したところであります。

4の契約の相手方は長崎県佐世保市の前畑造船株式会社であります。

5の工期は、契約発効の日から令和5年3月24 日までとなります。

なお、11ページは参考資料となります。

一番上にあります建造スケジュールでありますが、今年度と来年度の2年間をかけて建造を行いまして、令和4年度の3月末の竣工を予定しております。

また、その下の今の現船との比較、あるいは 現船からの主な変更点を記載をしております。 国際船の排ガス規制によりまして、脱硝装置を 取り付ける必要があることから、現船に比べま して長さと総トン数が増えております。また、 今後期待される新たな利活用方法として、宮崎 大学農学部との共同研究や県の防災拠点として の活用を予定をしております。

一番下になりますが、現船の年間運行スケジュールにつきましては、記載のとおりでありまして、実習船としての活用だけではなくて、小中学生を対象とした多目的航海を実施し、海洋教育の魅力を伝えてまいります。

〇島嵜人権同和教育課長 別冊の令和3年6月 県議会定例会提出議案の81ページ、赤のインデッ クスのところ、議案第18号をお開きください。

民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定 について御説明いたします。

本議案は、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

1の損害賠償の義務の発生の原因となる事実 についてですが、平成29年11月14日、宮崎県立 延岡商業高等学校体操部における事故に伴うも のであります。

2の損害賠償の額は244万5,000円であります。 なお、244万5,000円のうち、44万5,000円は都道 府県立学校管理者賠償責任保険から充当されま す。

3の損害賠償の相手方は、当時高校2年生の 男子生徒とその保護者であります。

4の民事訴訟事件の和解についてでありますが、(3)の和解条項にありますように、アの被告は原告の元男子生徒に対し、本件解決金として240万円の支払義務があることを認める。

ウの被告は元男子生徒の保護者に対し、本件解決金として4万5,000円の支払義務があることを認める。

また、事故の再発防止や事故発生時の適切な

対応に向けたものとして、被告は原告らに対し、 危機管理マニュアルを徹底するなどを誓約する 内容でございます。

- ○重松委員長 執行部の説明が終了しました。議案等について、質疑ありませんでしょうか。
- ○脇谷委員 まず、チーム学校の8ページ、9ページなんですけれど、スクールカウンセラーの配置・派遣、教育相談のLINE相談、そして法律相談、すばらしくよい取組をしていただいたなと思っております。ありがとうございます。

それで、1つ目のスクールカウンセラーの配置・派遣なんですけれど、活動時間を増加っていうのは、エリアのスクールカウンセラーの人数が多くなったという意味ではなくて、活動時間が増加したということなんでしょうか。

- **〇島嵜人権同和教育課長** 後半でおっしゃった ように、人数が増えたのではなくて活動時間の 増加ということでございます。
- ○脇谷委員 その活動時間が増加というのは、 どういうことなんでしょうか。
- ○島嵜人権同和教育課長 小学校で11エリア、 県立学校で8エリアございますけれども、それ ぞれのエリアごとに24時間増加するものであり ます。
- ○脇谷委員 今まではどのくらいで、どういう 活動をしていて、今度24時間でどういう活動を するかっていうのを聞きたいんですけれど。
- ○島嵜人権同和教育課長 これまでは、1エリア当たり小学校で1年間140時間活動時間がございまして、それが24時間増えまして164時間となりました。そのような増加になります。
- ○脇谷委員 その活動ということは、つまり学校にいて、子供たちを見る時間が多くなったということでいいんでしょうか。

- **○島嵜人権同和教育課長** そのとおりでございます。
- ○脇谷委員 分かりました。もう一点なんですけれど、教育の情報化、これはICTの教育推進リーダーが増えるという意味じゃなくて、学校教員が指導するということなんでしょうか。つまり人員が増えるんじゃなくて、みんなでICTについて学んでいこうということなんですかね。つまり指導する人がいるのかというのを聞きたいんですけれど。
- ○川北教育政策課長 I C T 教育推進リーダー でございますけれども、各学校におきまして最も I C T 関係に詳しい職員を一人選任をしても らいまして、その教員がいろんな研修会等を通じることで、それを学校全体に広めていくと、 そういう役割を担うというリーダーとなっております。
- ○脇谷委員 ということは、小学校も中学校も 各学校に1人ずつ専任の先生を置くということ でいいんですか。
- ○川北教育政策課長 これは県立学校ということで、県立の学校に置くと。各学校に置くということでございます。全ての学校に。
- **〇脇谷委員** ということは、小中学校の先生へ の指導というのも、そういった方々がするとい う感じになりますか。
- ○川北教育政策課長 そこの3ページの図の上半分の県教育委員会という部分がございます。 ここにその右側に教科担当指導主事というのがおります。教育委員会、本課とか教育事務所あるいは教育研修センターに教科担当の指導主事がおりますので、この指導主事がそこにあります、例えばICT支援員という形でサポートを置いたりするんですが、これから本人たちもそういう支援員と一緒に研修をしなければいけな

いし、その研修の成果をまた各市町村、教育委員会、各学校に広げていくというようなことで、動いていきたいと考えております。

- O脇谷委員 じゃあ、ICT支援員というのは、 あくまでもICTの機械の支援員ということで すか。
- ○川北教育政策課長 ここの教科担当主事、教 科担当指導主事の中にあります I C T 支援員で すけれども、C T 関係企業等に委託をするとい うことで、詳しい職員を配置しまして、そういっ た職員からいろんなことを学びつつ、それを各 市町村まで広げていくということで考えており ます。
- ○重松委員長 よろしいですか。関連ございますか。
- **〇井本委員** このスクールカウンセラーとはど んな人たちですか。
- ○島嵜人権同和教育課長 端的に申し上げます と、子供たちの心のケアを専門にする方といえ ると思いますが、臨床心理士、公認心理士の資 格を持った方がそれに当たっております。
- ○井本委員 公認心理士の資格を持っている人 と考えていいの。
- O島嵜人権同和教育課長 心理士の資格を持った方がほぼそろっておりますし、そうでない方もいらっしゃいますが、その方は教職経験等がかなりある方でございます。
- **〇井本委員** スクールカウンセラーになりなさいというのは誰が決めるの。
- **〇島嵜人権同和教育課長** こちらで募集をかけまして、面接等を県教委で行いまして、選考させていただくという形です。
- ○井本委員 選ぶ人たちがどんな人を選ぶかだ よね。そういう選ぶ能力があるの、大丈夫なの。心配じゃな。誰でもなれるわけじゃないですよ

- な。あなたたちが、じゃあ誰でもいいからこの 人だったらできるなと思ったら、スクールカウ ンセラーになれるんですか。
- ○島嵜人権同和教育課長 面接、あるいはいろ んなこれまでの経験、こういったものを十分勘 案しながら選考している過程でございます。
- ○井本委員 ちょっとピンとこんね。ピシッと 要件みたいなものは。あんたたちの主観で選ん でいるんじゃないかって今言ってるわけよ。
- **○島嵜人権同和教育課長** 主観ではございません。資格とかそういったものを精査させていただきまして、選考しているという状況です。
- ○井本委員 もう一回言うけれど、要綱がピシッとあるんですね。
- 〇島嵜人権同和教育課長 ございます。
- **〇井本委員** スクールソーシャルワーカーと、 これとの違いはどうなるわけですか。
- ○島嵜人権同和教育課長 スクールソーシャル ワーカーは、子供たちの家庭環境に働きかける 福祉の分野の専門家ということで、社会福祉士 等の免許を持つ方が選考されております。
- **〇井本委員** 昔、社会教育主事とか何とかいう のがあったよね。あれとはどんなふうになって いるの。また、後からでいいです。
- ○長尾生涯学習課長 社会教育主事のことでありましたら、地域における社会教育活動の指導助言にあたる方を、社会教育主事ということなんですが、昔、派遣で市町村に社会教育主事がおった経緯もあります。
- **〇井本委員** スクールワーカーとはまた違うわけだな。スクールソーシャルワーカーとは。
- **○重松委員長** 後ほどでよろしいですか。
- **〇井本委員** はい。分かりました。
- **○重松委員長** じゃあ、後ほど。関連で別の質問はございますか。

○満行委員 教育の情報化ですけれども、県立 学校も県教委もですけれど、専用端末の整備、 これ専用端末ってどういうイメージでしょうか。○川北教育政策課長 まず、県立学校におけま す端末整備の考え方でございます。

その図の上のほうにありますが、まずICT 教育推進リーダー、これは各学校で一人専任す るものですが、その者に対して1台ずつ、ある 程度高機能の機器を、端末を入れたいと思って おります。

そして、その右隣、県立学校教員、これにつきましては普通教室、1教室当たり2台ずつ導入したいと思っております。2台を導入することで、例えば普通教室に昨年度の補正事業でプロジェクターが入っておりますので、そういうものを操作するために1台、そして残り1台はほかの教員が授業用にデータを作るとか、そういうことに使えますので、ある程度効率的な活用ができると考えております。

- 〇満行委員 県教委は。
- ○川北教育政策課長 県教育委員会のほうでございますが、まずICT担当指導主事というのがございますが、これは基本的には本課、出先機関に1人、デジタル推進担当を置きまして、この者が組織内の全体のデジタル化を推進していくというものでございます。専用端末につきましては、その者たちに1人1台ずつということで配置をしたいと考えております。

そして、その隣の教科担当指導主事でございますが、専用端末の整備ということで、教科担当指導主事が110名ほどおりますが、指導主事は学校、市町村教育委員会に赴きまして、指導する立場でございますので、実際学校で使っているようなタブレットなどを1人1台ずつ配備したいと考えております。

○満行委員 県立学校、県教委、リーダーとか 指導主事は専用端末を持つ、それ以外のその本 来の端末も複数持つということですかね。既存 の端末も持っているわけですよね。

〇川北教育政策課長 県立高校におきましては、 校務用の端末が入っております。校務用の端末 と申しますのは、例えば生徒の成績とか、体力 関係のデータとか、そういった情報を学校事務 を効率的に処理するためのシステムということ で、このパソコンは基本的に1人1台、今入っ ている状態でございます。

ただ、これにつきましては生徒の個人情報等を扱うパソコンですので、セキュリティー上、これを授業に活用するということは困難でございます。ということで、今回授業に使うためという主眼を置いたパソコン導入ということになっております。

○満行委員 それで専用端末ですね。情報教育専用端末というふうに理解しました。

あと、BYODなんですけれど、モデル校から順次広げていこうということなんだろうと思うんですけれど、この私物端末の持ち込みという考え方を教えてください。

〇川北教育政策課長 高校生の1人1台端末の 考え方でございますけれども、今年の2月に国 から通知が参りまして、高校生も1人1台を推 奨するという内容でございました。これからの ICT教育の推進を考えますと、本県に置きま してもやはり1人1台ということが望ましいと いうことで、今回検証事業を行うことになって おります。

ほかの都道府県を見ますと、例えば公費で入れたり、自分のパソコンを学校に持ち込む形、 それぞれ今検討している県もございますし、決 定した都道府県もございますが、多くの県がど ちらの方法にするか検討しているという状況になります。

国も言っておりますが、端末は筆記用具として今後活用していくぐらい普及させていきたいということで、当然毎日持ち帰るということが前提でございます。そういったことで生徒がどちらが使いやすいのか、要は自分のパソコンのほうが非常にカスタマイズとかしやすくて使いやすいという部分もございます。一方、公費負担を行う場合は必ず更新というものが来ますので、そういった費用面、様々な部分を総合的に勘案しまして、最終的に本県としまして整備をどのように行っていくか整備の在り方について、検討していかなければならないと思っております。

今回、研修を行うために生徒個人のパソコン端末を持ち込んでもらって、それをどのように、どこまで使えるかという部分を検証しつつ、今後、宮崎県の考え方を整理していきたいと考えております。

○満行委員 モデル校の8校、普通科ばかりかなと。工業とか、商業とか、農業とか入っていないんですけれども、どういうモデル校8校の選び方かなと思います。

○谷口高校教育課長 まず、こちらから学校に 希望を募りまして、出てきた学校ということで しておりますが、現在、工業高校とか、商業高 校も手を挙げてきつつあって、決して普通科だ けではない、広がりを見せているという状況で ございます。

○満行委員 私は、工業系の学校を出ているので、多くの学習用の教材は自費で購入しているわけですが、このモデル校が普通科だけかなと、工業系とか、商業系とかどうなのかなと思っているところなんですよね。教育の情報化といえ

ば普通科以外の工業とか、商業とかっていう教育の情報化は格差があるんじゃないのかなと思うんですけれど、どうなんですかね。

○谷口高校教育課長 具体的にいいますと、例えば佐土原高校とかは現在この中に入っておりまして、またこれ以降も少しずつ学校としては増えていくんじゃないかと思っております。

○満行委員 教育の情報化って普通科と、商業、 工業って違うんじゃないんですか。その習熟度 というか、到達点が違うんじゃないかと思うん ですけれど、同じなんですかね。端末の考え方 を含めて。

○谷口高校教育課長 もちろん教育課程とか、 教育内容に違いはございます。あくまでも、こ の実証研究につきましては、生徒が個人で持っ ている端末を学校に持ち込むという意味での検 証ということでございますので、幅広くそういっ たことからいろんな運用のルールとか、活用の 方法を見出していきたいと考えているところで す。

○満行委員 今おっしゃったように、もう数年で全然技術も性能も変わるので、当然これは公費で購入というのは相当大変なことなんだろうとは思いますし、自分のものにすることによって、メリットも大きい部分もあるとは思うんです。これは、一応県立なんですけれど、この義務制の県立はどういう考えなんでしょうか。

○吉田義務教育課長 県立中学校等につきましては、ほかの市町村立の学校と同じように1人 1台ずつ端末が整備できておりますので、個人 のものを持ち込むというのは基本的にはありません。

〇丸山委員 何で補正予算でこの推進リーダー の育成の予算が出てきたんだろうなと。もう去 年のコロナで学校の情報化というのはしないと いけないと、学校の先生としっかりするべきだ よねということで、本来であると当初予算でしっ かり予算化してすべき事業だったんじゃないか と思うんですけれど、なぜ補正予算で上がって きたのかが一つと、今回は全額国費でありますが、1年間でちゃんとリーダーが出来上がって いくのか、来年度以降はこのリーダーはちゃん と継承、独自の予算にしでも回していけるのか、 どういった基本理念でやっているのか、 教えて いただくとありがたいと思います。

○川北教育政策課長 ICT教育推進リーダーでございます。昨年度、一昨年度後半から国のほうがGIGAスクールということで、大幅な前倒しが進んでまいりました。

それに併せまして昨年度は、どうしても子供たちのハード整備が中心ということで、補正事業等でお願いをしていたところです。昨年は国もいろいろな考え方を検討している段階でございまして、そういった国の前倒しの方針を受けまして、昨年度後半から私どもも今後、本県の教育のICT教育の在り方をどうしていくかということを検討しておりました。

今回、本年度コロナ対策の臨時交付金ということで、活用できる運びになりましたので、昨年度の知見といいますか、私どもの検討内容を生かしまして、ぜひ今回こういう形でリーダーをつくって広めていけたらと思っておりましたので、こういう形で補正でお願いしたという経緯でございます。

そして、ICT推進リーダー、特にやはり今年度が本来のICT活用元年ということで考えておりまして、まさに教員も本当に一から取り組むような、スタートラインに立ったという状況でございます。1年間である程度はステップアップをしていきたいと思っておりますが、と

にかくこの推進リーダーが中心となりまして、 今回、端末整備等も行います。そういったソフト面を今年度できるだけ積み上げて、来年度以 降、それを活用しながら全体に波及させていき たいということで考えております。

○丸山委員 来年度以降、国の交付金がなくて も単独費を使ってリーダーをさらに養成してい くという考え方でいいんでしょうか。

○川北教育政策課長 御指摘のとおりリーダーをきちんと育て上げて、今後もこういう形で流れをつくっていくということでございます。

○丸山委員 できれば3年ぐらいでしっかり仕上げていって、あとはもう予算がなくてもしっかりできるような形を構築していただくようにお願いしたいと思っております。

それと、各学校のオンラインの専門の会議室を造るということなんですが、これは1校当たりどれくらいかかるのかということを教えてください。

〇川北教育政策課長 このオンライン専用会議室ですが、会議に必要なパソコン、カメラ、マイクなどを常時そこに置くことで、いつでも教員、生徒がそこにくれば、すぐオンライン会議が始められるという状況を整えるものでございます。

学校につきましては、現在、教育委員会としてオンライン会議等を増やしていくという方針の中で、そういう会議が増えております。そういうことで、情報教育の拠点として使いたい。これにつきましては、冷房とかエアコン関係もきちんと完備した上で、いつでも使える部屋ということで考えておりますので、ICT関連機器、空調設備といったものを入れていきます。

学校ごとにいろいろ状況が違うものですから、 一概に学校当たり幾らという形ではなかなか出 せないんですが、大まかに申し上げますと、まずオンライン会議に必要な機器の整備、カメラ、マイク、パソコン等が約1,800万円、これは全ての学校でございます。そして、オンライン専用会議室等におけます空調施設関係、これが約8,200万円、そしてオンライン会議をするためのシステム関係、これが約100万円程度、合計しますと約1億200万円程度ということになります。

○丸山委員 今聞いて、空調が一番お金かかる というのは、確かに必要なのかもしれませんけ れども、びっくりしたという感じで、コロナの 予算があったからという安易な考えじゃなくて しっかりと活用していただきたいと思っていま す。

私もコロナ関係で出張ができないということで、オンライン会議をやったことはあるんですが、なかなか実感がわかなくて、本音でどういう話が伝わっているのか、分からないような感じがありました。

特に、教育委員会というのは人を育てる部署ですので、やはり心と心、目と肌で感じるものがないとできないことが多いんじゃないかなと思っています。オンライン会議を進めるのはこれからの流れで、コロナが終息した後、新たな別なウイルスが発生してまた必要になるかもしれませんけれども、本当にそれで教育委員会としていいんだろうかなという、若干心配な面もあります。

コロナの時期であれば、武器としてはいい武器かもしれません。会議をして、本当に伝わるのかと。通勤とか、移動時間が短縮とか、出張費が削減とか、いろんないい面はあるけれど、本音として伝わるのかなと心配なんです。本当中身をしっかり用意しないと、ただ会議しただ

け、結果は何も伝わらないようなシステムを作り上げてしまったら、怖い予算じゃないかなと 思っています。その辺の対策はどうなっている のか、教えていただきたいと思います。

○川北教育政策課長 御指摘の部分、とても重要な部分であると考えております。教育委員会内におきましては、本当にたくさんの会議がございます。きちんと整理していくことが重要であると思います。

例えば、御指摘のあった対面できちんと話さなければならないこと、これはオンラインでやってはならないと考えております。そのほか、例えば講演会、東京にいる講演者をオンラインで数百人の職員が見るとか、そういうときは非常に有効であると考えております。そこは十分注意しながら使い分けていかなければならないと考えております。

〇丸山委員 この使い方が成否を決めると、教育の質を決めていくと思っておりますので、ぜひしっかりやっていただきたいと思っております。

あともう一つ、教育の情報化の推進についてなんですが、今はコロナの関係の予算があって、パソコン等も国費で全部買えているんですが、パソコンというのは5年前後が更新になってきます。そうしたときに、莫大な県費等が必要になってくるんではないのかなと。その辺はどのように考えているのか、教えていただきたいと思います。

〇川北教育政策課長 必ず更新というものが数年後やってまいります。これ非常に重要な課題、問題でございます。それに備えてということで、例えば今後財源確保の在り方とか、そういうものは十分検討しておく必要があると考えております。そして、更新期の平準化とか、そういっ

たものをどう図っていくのか。他県も同じような状況がございますので、今後そういった他県の状況も参考にしまして、しっかりと検討を進めなければならないと考えております。

○丸山委員 ぜひ、恐らくこういう機器は5~6年とかだろうなと思っていますので、もう間もなく一番最初のものは2年目、3年目に入っていると思いますので、早めにその辺は対策をしていただかないと、非常に大きな問題になっていくだろうと思いますし、恐らく5年後になると5Gとか入ってきて、また全然違う環境整備にもなってくるというのを踏まえながら、予算関係も早めの対応をしていただくようにお願いしたいと思います。

次は、チーム学校で教育相談の関係なんですが、カウンセラーを派遣するということで、今回時間を24時間増やし強化しているんですが、これは継続していくのか、コロナが終息すればもとの時間に戻るのか、どういった考えでやっているのか、1と4、6も含めてお伺いしたいと思います。

○島嵜人権同和教育課長 今回の補正に関しましては、やはりコロナ対策ということで、いろんなことが今後予想されるものに万全に備えておこうということで、時数を増やしたり等しておりますけれども、次年度以降につきましてはコロナ対策として今回要求しました時間等、このまま移行するとは思っておりません。じゃあどうするのかということですが、これまでもこのコロナにかかわらず非常に大事な分野でありますので、毎年その枠を少しずつでも増やしているところでございます。

そういう姿勢は貫きながら、そのコロナ対策 分については外れたとしても、増加等の要求は 今後も地道に続けてまいりたいという考えでお ります。

○丸山委員 そうであれば、この増やした時間数なり、増やした項目についてどれくらい効果が上がったんだというのをしっかり検証ができれば、予算要求もしやすくなるんじゃないかなと思いますので、ただ単にコロナの交付金があってよかっただけじゃなくて、ちゃんとここで結果を、効果を出すということをしっかりやっていただきたいと思っています。

○島嵜人権同和教育課長 御指摘のとおり、しっかりとした実績を積んでまいりたいと、各取組 考えております。

○徳重委員 10ページの、進洋丸のことについてお尋ねしたいと思います。進洋丸の第6代が契約をされているようでございますが、これの契約、何社応札されたのか、教えてください。

○谷口高校教育課長 5社でございます。

○徳重委員 5 社の中で、第 2 番目とは、落札 額に差があったものでしょうか。

○谷口高校教育課長 今詳細な金額は持ち合わせておりませんが、覚えている限りはその2番目とは、そう大きな差はありませんでした。ただ、大きな差はないといいますけれども、額が額ですので、そういった意味での差はございまして、この前畑さんのところに決めたということになっております。

○徳重委員 九州7県、海に囲まれているわけで、各県とも海洋高校、水産高校、こういったものはあるんですかね。

○谷口高校教育課長 九州管内につきましては、 佐賀県にはこの海洋高校、水産高校というのは ございませんが、それ以外の県には海洋高校、 水産高校がございます。

○徳重委員 分かりました。それから、この新 しい船が建造されて期待されているわけでござ いますが、ここで高校や大学と連携の共同研究 ということがうたわれておりますが、今までは どういう研究をされていたのか、あるいは、新 しい船を造ったことによって、またどういう共 同研究を、例えば具体的なものがもしあれば教 えていただくとありがたいと思います。

○谷口高校教育課長 まず大学でございますが、 先ほども申し上げました宮崎大学農学部とは連 携をしておりまして、高校の中でいろいろ研究 する際には、宮崎大学農学部の水産研究室の先 生に来ていただいたりしておりました。この船 が出来ましたら、大学においてもこの船を使っ て研究をすることで、高校生と共同研究ができ ると。

高校との研究につきましてはSSHの指定を 受けております宮崎北高校がこの船に乗って海 洋実験を行ったり、研究を行ったりというよう な実績がございます。

○徳重委員 今までもそういった研究をされて きたわけですが、新しい船になったということ で特別なことを考えていらっしゃることではな い。継続的な研究事業と、理解していいんです かね。

○谷口高校教育課長 継続も含めて、せっかく この新しい船を承認いただきましたならば、や はりほかの学校とも共同の研究ができないかど うか、そういったことをこちらとしてもまた推 進して、研究してまいりたいと思っております。

○徳重委員 年々、高校生、どの学校もですが、 生徒数が減っておりますよね。今までの流れと して水産高校、海洋高校の入学希望者の推移、 今後の見通しというのはどう考えていらっしゃ るのか、お伺いしておきたいと思います。

○谷口高校教育課長 今ございましたように海 洋高校の定員確保もなかなか厳しい状況がござ います。この新しい船がまた一つの機動力となって、生徒募集につながればいいなと考えております。

○丸山委員 関連で、この2年ぐらい前に宮崎カーフェリーの更新のときに、非常に問題になったのが、安全性の確保というダメージャビリティという新しい規定ができて、その前に早く契約しないとかなり費用がかかるからっていうことで、早く造船をした経緯がありました。今回のこの6代目の進洋丸については、安全性が増していたりとか、排ガス規制が厳しくなるからとか、そういうのも全部やられていると思うんですが、それを改良した関係で、どれくらい高くなっているのかを教えてください。

○谷口高校教育課長 やはり現船のときと比べますと、そういった安全性とかに対して規制というのは大変厳しくなっておりまして、設備あるいは人件費、そういったものを含めてしっかり整えたがゆえに価格というのはそれなりのものになっていると認識しております。

〇丸山委員 その第5代の進洋丸は幾らで、今 のは幾らというのは大体分かれば教えていただ くとありがたいのですが。

○谷口高校教育課長 今回の船についてはそこに示しておる契約の金額で工事ということですが、現船につきましては11億3,000万円ということで建築をしております。

〇丸山委員 かなりやっぱり上がっているなというイメージがありますが、これ安全性が強かったのか、何が高くなったと認識すればよろしいでしょうか。

○谷口高校教育課長 まずは、大きく違いますのは、国際条約により遠洋に行くために必要とされている脱硝装置を備えたということがございます。実は、他県も調べますと大体このよう

な価格でということになりますので、やはり設備、人件費、そういったものが脱硝装置以外でもかなり値が上がっているものだと考えております。

○丸山委員 いずれにしましても、必要なものではあるんですけれども、しっかりと有効活用していただいて、後継者育成にしっかりつなげるように、あと大学との連携をしっかりやって本当に宮崎の水産のためになるような、人材にしていただくとありがたいと思っております。

〇山下副委員長 今の船というのは何年前に建造されたんですか。

○谷口高校教育課長 平成17年でございます。

○重松委員長 ほか質問ございますか。

○脇谷委員 高校生の端末1人1台の件なんですけれど、やっぱりこれからデジタル社会を考えた場合に、1人1台は個人端末が必要になるかと思っておりまして、コスト削減を考えると大学に行ったら必ずやデバイス必要になるので、個人デバイスでやったほうがいいと思うんですけれど、このモデル校が8校ということなんですが、何人かは持っていないと思うんですけれど、この子たちの対応はどういうふうにしているんでしょうか。

○谷口高校教育課長 昨年の調査によりますと、 5%の生徒が持っていないということになって おります。そういう生徒には貸し出すというよ うな形で学校に整えております。

○脇谷委員 デバイスを貸し出す、つまり料金 はどうするんですか。

○谷口高校教育課長 あくまでも学校で使用する際ということでございますので、料金は発生はしないと。ただし、家庭で使用する場合、通信料については各御家庭での御負担ということになるかと思いますが、貸出用の端末、あるい

はルーターについては、この後報告をいたしま すけれども、持っていない生徒も使用できるよ うに整えてまいりたいと思っております。

○脇谷委員 高校にあるやつを貸し出すという 形でいいということですね。じゃあ一応私的デバイスになりますと、やっぱりセキュリティーが大変だと思うので、ルールをしっかりと定めていただきまして、個人デバイスを使うということで適正によろしくお願いします。

〇重松委員長 ほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、次に報告事項に関する説明を求めたいと思います。

○四位財務福利課長 財務福利課でございます。 令和3年6月県議会定例会提出報告書の7ページ、青のインデックスのところ、別紙3をお開きください。

令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明いたします。

恐れ入りますが、16ページをお開きください。 上から7段目、ページ中ほど事業名、県立学 校PCB廃棄物処分等事業であります。

これは、県立学校で発見されたPCBが含まれる廃棄物の処分に関する事業について、関係機関との調整に日時を要したことにより、繰り越したものであります。

繰越額は、2つ右の翌年度繰越額の欄にありますとおり、38万8,000円であります。

次に、その下の段の事業名、県立学校老朽化 対策事業であります。

これは、県立学校等の建物の老朽化対策を行う事業について、関係機関との調整に日時を要したことにより、繰り越したものであります。 繰越額は6,030万円であります。

次に、その下の段の事業名、県立学校等衛生

環境改善事業であります。

これは、新型コロナウイルス感染症予防対策 として、県立高校等のトイレの洋式化等を行う 事業について、国の補正予算の関係等で工期が 不足ことにより、繰り越したものであります。 繰越額は1億9,250万円であります。

次に、その下の段の事業名、文教施設災害復 旧事業であります。

これは、昨年の台風10号に係る高千穂高校第 二グラウンドの災害復旧事業について、工法の 検討等に日時を要したことにより、繰り越した ものであります。繰越額は3,722万9,000円であ ります。

○谷口高校教育課長 同じく、その下を御覧ください。高校教育課から3件報告をいたします。 まず、GIGAスクール構想拡充整備事業であります。

これは、低所得世帯の生徒のための貸出用タブレットの端末、そして通信機器の整備を行うものでありまして、令和3年2月補正予算において計上した事業費を、年度内に完了することが困難であることから繰り越したものであります。繰越額は1億8,403万2,000円であります。

続きまして、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建 造事業であります。

これは、先ほど特別議案で御審議をいただいた事案でございまして、宮崎海洋高校の実習船進洋丸の代船を建造する費用でありますが、令和3年2月補正予算において計上した事業費を、年度内に完了することが困難であることから繰り越したものであります。繰越額は7億5,528万2,000円であります。

そのページの一番下にありますが、事業名、 産業教育の充実に向けた教育装置整備事業であ ります。 これは、農業、工業、商業などの職業系専門 高校において、老朽化した実習装置等の更新あ るいはデジタル化に対応した実習装置を導入す るものであります。令和3年2月補正予算にお いて計上した事業費を、これも年度内に完了す ることが困難であるということから繰り越しを したものであります。繰越額は20億円というこ とになっております。

〇松田特別支援教育課長 特別支援教育課でご ざいます。

同じく、令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計 算書につきまして、報告いたします。

資料は、同じく報告書の17ページになります。 上から2段目の事業名、特別支援学校教育環

上から2段目の事業名、特別支援学校教育環境整備事業であります。

これは、教室不足による過密状態を解消し衛生環境改善を図るため、みなみのかぜ支援学校高等部に教室棟の増築を行うものでありまして、令和3年2月補正予算において計上した事業費を、年度内に完了することが困難であることから繰り越したものであります。繰越額は2億7,622万4,000円であります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。 報告事項について質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、次にその他報告事項 に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した 後にお願いいたします。

〇川北教育政策課長 常任委員会資料12ページ でございます。

宮崎県教育の情報化推進プランの策定につい てであります。

まず1の策定の趣旨でありますが、第5期科学技術基本計画の中でSociety5.0が提唱

され、その実現を目指し、様々な取組を推進していくことが示されております。

また、新学習指導要領でのプログラミング教育の充実、そしてGIGAスクール構想の実現に向けた動きがより一層加速しているところであります。

そのため、今回国の動向や本県における新たな課題等について整理を行いまして、推進プランを策定していくものでございます。

2の推進プランの内容でございます。記載の とおり、次の5つの章での構成を考えていると ころでございます。

- (1)の計画の策定ですが、計画の位置づけ や情報化の動向について、新学習指導要領GI GAスクール構想、そういった情報化の動向な どについてまとめてまいります。
- (2) の学校教育のICT化推進状況におきましては、これまでの本県の情報化の取組として環境整備状況、そしてICT活用指導力の状況、そういった部分についての現状についてまとめてまいります。
- (3) の基本目標では、本県の目指す大きな 方向性を示してまいります。 I C T を活用しま した教育を推進して、新しい宮崎の学びを実現 していくこと等について、記述をしてまいりた いと考えております。
- (4)の推進項目と推進体制でございます。 具体的な取組内容につきまして、複数の推進項 目についてまとめていきたいと考えております。

例えばでございますが、子供たちに対する情報活用能力の育成対策、あるいは教員に対する教科指導におけるICT活用の推進対策、そういった項目についてまとめてまいりたいと考えております。

(5) の計画の推進でございますが、推進体

制の在り方や体制整備のロードマップについて まとめてまいります。

最後に、3の策定スケジュールであります。 昨年度9月から教員のICT活用指導力の向 上につきまして、教育委員会内で調査研究を行っ てきております。

本日、プラン策定の方針につきまして、常任 委員会について報告をさせていただいており、 7月に関係機関等との意見交換、そして8月に 定例教育委員会、そして9月の常任委員会にお きまして素案の報告をさせていただく予定とし ております。

そして、10月の定例教育委員会、そして11月 の常任委員会におきまして最終案の報告をさせ ていただきたいと考えております。

〇押川スポーツ振興課長 資料の右側13ページ を御覧ください。

ひむかサンライズ競技についてであります。 1の対象競技にありますように、競技人口の少ない協議の中で本県としまして普及・強化を図る16競技を未普及競技と呼んでおりましたが、 今後はひむかサンライズ競技という名称に変更をいたします。

2の変更の理由としましては、未普及という言葉のマイナスイメージを払拭するとともに、既に全国の舞台で活躍している競技も含めまして、16競技の選手、指導者、さらには関係者の皆さんが2027年の第81回国民スポーツ大会に向けて競技力を向上させ、太陽のように上昇し、輝きを放ってほしいという願いを込め、変更することといたしました。

3の今後の取組と効果につきましては、昨年 度から上記の16競技を対象に、通称「ひむかサ ンライズプロジェクト」という事業を行ってお ります。今回の変更により、ひむかサンライズ という名称が県内スポーツ界を中心に浸透しま して、対象の競技団体の組織及び活動が充実し ていくものと考えております。

本課といたしましては、ひむかサンライズプロジェクトを競技力向上対策の目玉の一つとして進めるとともに、対象の競技団体を積極的に支援し、天皇杯獲得とともに、大会後のレガシーをしっかりと生み出していけるよう、全ての県民の皆様に応援していただけるチーム宮崎の育成、強化に取り組んでまいります。

〇加塩文化財課長 14ページをお願いします。

宮崎県文化財保護保存活用大綱(素案)について、御説明いたします。

この大綱につきましては、昨年6月の党委員会におきまして、策定の概要について御報告させていただきました。

このたび、素案がまとまりましたので、御説 明いたします。

まず、1策定の趣旨についてでありますが、 過疎化や少子高齢化の進行など、社会状況の急 激な変化に伴いまして、貴重な文化財が消滅の 危機に直面する中、文化財継承の担い手を確保 し、社会全体で支える体制づくりが求められて おります。

このため、改正文化財保護法に基づき、県内 文化財の総合的・計画的な保存・活用の促進や、 文化財保護行政の推進力強化を図るため、宮崎 県文化財保存活用大綱を策定するものでありま す。

資料最後のページ、16ページを御覧ください。 上の図の大綱の位置づけを御覧ください。この大綱は右側の宮崎県教育振興基本計画を上位 計画として、同計画の文化の振興などの施策を 具現化するために策定するものであります。ま た、防災、観光などの分野とも深く関連してい ることから、県の各計画とも整合を図っております。

県が策定する大綱を勘案し、市町村は具体的な取組に関する行動計画として、その下の文化財保護活用地域計画を市町村ごとに作成することとなります。市町村は計画を定め、国の認定を受けることにより、重要文化財の現状変更などの許可事務を直接実施できることになることや、計画に基づいて市町村が行う事業が国庫補助対象事業となることなどのメリットがあるところでございます。

14ページにお戻りください。

2番目の大綱(素案)の概要であります。

(1) 文化財の保存活用に関する現状と課題として、①文化財の保存と価値の共有化、②文化財の継承・維持管理、③文化財の活用、④専門職員と組織体制、⑤防災・災害発生時の対応の5つを上げております。

こうした課題に対応し、(2)の文化財の保存・活用に関する基本方針として、基本理念を宮崎の魅力ある文化財をみんなで支え、確実に未来へつなぐ、県民一人一人が地域の文化財を深く理解し、その魅力を伝え、そして活かすとしたところであります。

また、基本方針として、①から④の4つに整理しております。

文化財の調査・研究を推進するなどの「①文化財の価値を見いだす」、県民や地域住民に対して「②文化財の魅力を伝える」、魅力ある地域・観光資源として活用を推進することで「③文化財を未来へつなぐ」、次のページになりますが、県・市町村の適切な人員配置や職員の資質向上などの「④文化財保護体制を整える」の4つであります。

次に、(3) 市町村への支援方針については、

①市町村が行う保存・活用に関する支援として、 研修会や専門的な指導・助言等を行うとともに、 ②市町村の地域計画作成に関する支援も行って まいります。

次に(4)防災・防犯対策及び災害発生時の対応については、①防災・防犯対策として文化財所有者や管理者に対して、防災意識の啓発を行うとともに、大規模災害の発生に備えて、平時より国や市町村等との連絡・支援体制を構築してまいります。

また②文化財被害への対応として、災害発生 時には職員を派遣するなどして、被災状況を確 認するとともに、特に大規模災害発生時には関 係団体と連携し、速やかな救援活動を行ってま いります。

(5) 文化財の保存・活用の推進体制については、文化財専門職員の適正な配置や文化財保護指導員の拡大、関係部局・民間団体との連携を図ってまいります。

最後に3、策定スケジュールでありますが、 令和3年度は策定検討委員会を3回、市町村と の意見交換会を県内5地区で実施しまして、あ わせて文化財保護審議会の意見聴取も行ってま いります。その後、パブリックコメントを実施 し、令和4年2月に策定・公表する予定として おります。

なお、大綱の素案を別冊でお配りしておりま すので、後ほど御覧ください。

- ○重松委員長 執行部の説明が終了しました。 その他報告事項について質疑はありませんか。
- ○徳重委員 ひむかサンライズ競技についてですが、この16競技はそれぞれの地域に支部のような組織はないんですか
- **○押川スポーツ振興課長** この16競技につきましては、県の競技団体はありますけれども、各

支部がどの程度あるかというところまでは現在 まだ把握ができておりません。ただ、地域の支 部までつくる競技人口や役職員がなかなかいな いというのが現状でありまして、そういった16 競技を今回このような形で支援をしていきたい と考えているところであります。

○徳重委員 例えば、柔剣道は大体自衛隊とか 警察とかあるんじゃないかなと思うんですよね。 小さい市町村単位でなくて、県南・県央地域単 位で組織を早くつくって選手を発掘し、競技人 口の拡大につなげていく必要がある気がしてい るものですから、一日でも早くやらないと間に 合わないと思うんですよ。国体を、天皇杯をと、 目指しているわけですからですね。

そうであれば、一日も早くそういった組織ができないと、選手が集まってこない、そう思うんですが、いかがでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 今、委員から御指摘をいただいたとおりでありまして、やはり組織をしっかりつくっていく、そのためにも競技人口がある程度増えていかなければ、どうしても競技力は上がらないというところがあります。

先ほど委員も言われました柔剣道につきましては、都城の自衛隊駐屯地を中心に競技人口がおります。また、そこに関係しますお子さん等でしている方もいらっしゃいますので、そういったところから波及をできるように、関係します市町村にも協力を求めるように、こちらのほうも今働きかけを行う予定にしているところであります。

○徳重委員 その次のボウリングにしても、当 然そういう施設がなければいけない。その施設、 県内に恐らく10か所ぐらいあるのかなと思いますが、そういった関係者が集まって早くそういった大会等を、 県内大会を何回かやっていって、

優秀な選手を引き出していくという努力をして ほしいなと。一日も早く組織を立ち上げていた だくようにお願いをしておきたいと思います。

〇井本委員 この未普及競技選手県育成事業というのはお金がついているんですか。

○押川スポーツ振興課長 これにつきましては、 事業化しておりますので予算をつけて各競技1 団体ですけれども、応募をされたところについて、こちらのほうで公募をしまして、そして決定をし、事業委託をしております。

○井本委員 アーチェリーなんか場所がないんですよね。場所を探すけれど、結構距離が長くて70メートルぐらいなんか必要でしょう。そういうところを提供してくれるとね。

○押川スポーツ振興課長 アーチェリー競技に つきましては、延岡星雲高等学校に専門の指導 者がおりまして、今延岡星雲高校内に専用の練 習場の整備を進めているところです。そこを拠 点に今後は強化を進めていきたいと考えている ところです。

1 競技当たり33万5,000円の予算で委託しているところであります。

○井本委員 延岡星雲高校で、やろうとしているんなら、それは一般の人たちもそこに入れるような感じでいいんですか。

○押川スポーツ振興課長 今後は、延岡星雲高校内に整備はしますけれども、アーチェリー協会とも連携しながら、一般の方の強化も含めて、ジュニアの強化も含めて進めていきたいと考えているところであります。

○徳重委員 この未普及競技、組織をつくって 行動していくということになると、役員ももち ろんでございますが、今おっしゃるように場所 とか、いろんなことがあると思うんですね。そ れを維持していくという、そういった経費が相 当かかってくるわけですね。だから、そういったこともはっきり明示しないと、なかなか組織は動いていかないと。お金がかかるということに対する考え方というのを、ちょっと教えてください。どういう形で、予算を捻出されているのか。

○押川スポーツ振興課長 この国民スポーツ大会に向けまして、各競技団体とヒアリング等を行いまして、強化の拠点をどこにするのかというところについて、しっかりと今話を伺いながら計画を立てております。

その中でも練習拠点が現在ないというところ、 先ほど申しましたがアーチェリーとか、体操と か、そういう専門の練習場がないものにつきま しては、建設に向けて今計画等を準備を進めて いるところであります。また、既に練習拠点が あるところにつきましては、今後整備等が必要 となれば競技団体とも連携をしながら、予算化 をお願いをしてまいりたいと考えております。 できるだけ早くそういった整備を進めて、競技 力向上が円滑に進むように計画的に準備を進め てまいりたいと考えております。

○徳重委員 例えば、ウエイトリフティングなんかは、高校でやっているところがある場合は、できるだけ今あるところを有効に利用して、お互いに連携し合って、余った時間で学校が使わないときに使うとか、方法を考えながらやっていかないと、完全なものを造ってから云々といっとったらもう間に合わないと思うんですよ。

だから、今現在一部でもあるならば、星雲高校にアーチェリーの施設があるならばそれを中心にとか、ライフルだって県警の練習場があったりしますから、そういったものを利用しながら何とか早く手をつけるという努力をしてほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 現在、練習拠点の施設があるものにつきましては、既にもう競技団体とともに、今取組を進めております。実際に高校の体育館とか、例えばウエイトリフティングの専用の練習場とか、そういうところも含めて、競技団体とともに今強化をするための拠点として使わせていただいている部分もありますので、そういったところについては、しっかりとやはり競技団体の意向を踏まえながら、ただ全て競技団体の意向を受けますと予算的にも莫大になりますので、精査をさせていただきながら、競技力向上を進めてまいりたいと考えているところであります。

○丸山委員 文化財の保護大綱についてお伺い したいんですけれども、この本編のほうの最後 の体制整備の管理で書いてある中に、文化財専 門職員の現状の人数が何人いるとか書いてあっ て、今後拡充が必要ですというふうに書いてあ るんです。

本来は、どれだけの人が今必要なんだと、5 年後、10年後にはというぐらいのある程度明確な数値があったほうが、予算要求とか、人材確保につながっていくような気がするんですが、確保が必要ですってなんか弱いような感じがしたりするものですから、そこをしっかり拡充して、文化財がしっかり活用されていって、文化財がしっかり活用されていって、文化財がしっかり活用されていって、文化財がしっかり活用されていって、文化財がしっかり活用されていって、大場があって、補助事業を取得できるかならになっていかないといけないんじゃないかなと思っているものですから、なんか曖昧だなと。大綱でこんなものでいいのか、もうちょっと明確にアクションプランみたいな、何年後に何したいというような目標がこの後出てくるのか、教えてください。

〇加塩文化財課長 今回つくりました県の大綱、

これは基本的な施策をつくっておりまして、これを基に市町村が自分のところにある文化財も全て掘り起こした後、今おっしゃった例えばどの神楽が伝承者が少なくて、あと何人子供たちを育てないといけないかと、そういう明確な計画を市町村単位で細かくつくるというのが市町村の計画ということになります。

○丸山委員 ということは、これは市町村が今 後、計画をつくっていかないと意味がないとい うことでいいんでしょうか。

〇加塩文化財課長 市町村ごとにつくるという ことでございます。結局、国から補助金が下り るのは市町村に下りるということになります。

○丸山委員 その市町村の地域計画というのは、 今着手しているものでしょうか。それとも、まだしてなくて今からつくっていく、26市町村、 もうできたところもあるという認識、どっちでいんでしょうか。

○加塩文化財課長 今市町村で、全国でつくってあるのが23市町だけです。まだ、宮崎はこの県の大綱ができてからつくりますというところでございます。先ほど専門職員の配置という話もしましたけれども、専門職が配置されていない町村が県内に6つありますので、そういうところは計画をつくるのはなかなか厳しいと思われますので、そこは県が支援をしたいと思っております。

○丸山委員 次は、しっかりと市町村のほうに 計画をつくっていただかないといけないという ことですので、しっかり指導していただいて、 この文化というのは今年が国民文化祭という集 大成っていっているんですが、私はこれからス テップ、ジャンプするためには、これからが重 要だと思っています。

宮崎の文化をどうやって生かしていくのか、

このためにはある程度予算も必要であると思っていますので、こういう計画をしっかりと市町村と連携しながら、大綱がうまく生かされるようにしていただきたいと思っております。

○脇谷委員 ひむかサンライズ競技についてなんですけれども、昭和50年代に宮崎で競技があったときに天皇杯を獲得したというときの競技より、今度の競技は多少は増えて質も量も向上していると、この間、副知事がおっしゃったんですけれど、例えばなぎなたとか、柔剣道とかは昔からあったんですか。

○押川スポーツ振興課長 前回の宮崎国体の際には、なぎなた競技、それから柔剣道競技につきましては、競技の中に入っておりません。

○脇谷委員 つまり競技人口を増やしたとして、 結局、国スポにはその競技はなくなりましたよ ということだと、一体何のためにお金をすごく かけてやってきたんだろう、もともと競技人口 が少ないのにって思ってしまうんですけれど、 これについてはどう思っていらっしゃいますか ね。

○押川スポーツ振興課長 この開催競技につきましては、日本スポーツ協会というところが主体になりまして決定をしていくものであります。

現在、本県で新体操の男子は小林秀峰高校が有名ですけれども、実は国体の競技にはありません。ただ、今後行われます佐賀県での国民スポーツ大会以降は、少年男子が開催競技になります。ですから、宮崎県で開催のときにも開催競技になるということで、今後小林秀峰高校の新体操も活躍を期待ができると考えております。

この競技の増減の考え方については、大変申 し訳ありませんが、現在のところ県としていろ いろ要望とかするという状況ではありません。 国の動きをしっかりと情報を収集しながら、今 後の競技力向上に向けて取組を進めていきたい と考えているところであります。

○脇谷委員 日本スポーツ協会も振り回しているなと思っておりまして、なぎなたが皇后杯に 点数がいいというのも分かるんですけれど、な ぎなたをこれからやりましょうと言われても、 なんかすごく労力がいるなと思っているところ なので、ここのところはできたら国に振り回さないでくれと言ってもらいたいなと思っています。

○重松委員長 以上ですね、ほかございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 なしですか。それでは、その他で何かありませんか。なければ、山下副委員長、私、一問いいですか。

6ページ、7ページに関することですけれど、トイレの自動水栓化が行われますけれども、せっかく今日は図書館長とかもお見えになっていますが、マイボトルに水をくめるような給水装置がこれから重要になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうものは今5施設の中にはあるんでしょうか。

〇岩本図書館長 県立図書館では冷水機といいまして、直接口からボタンを押して飲む装置は、館内に3か所設置しております。マイボトル用に細工されたものではないんですけれども、来館者が水を飲めるような仕組みにはなっております。

○重松委員長 おおむねそうだと思うんですね。 いろんな体育施設、それから文化施設、学校も そうなんですけれど、今からはどんどんマイボ トルを持参して、これは環境のために、つまり ペットボトルをなくしていこうという環境問題 もあって、だんだんマイバックを持つように、 マイボトルを持っていく時代になっていくん じゃないかと思うんですね。

そこで、マイボトルを置いたら、今はセンサーがついて、一切触れることなく水をくめるような装置があるらしいんですよ。そういうことによってコロナ対策にもつながってきますし、自動でそういうマイボトルで水がくめるという時代に変わりつつあるかなという話を聞いたことがあるものですから、そういうことも含めて学校関係でのいろんな文化施設でも、体育施設でも、そういうのを普及させていただけるように御検討をいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

そのほかございませんか。

○満行委員 教育長、6月で質問させていただ いた学校推薦から個人推薦という新たな推薦制 度の変更、中学校も高校もどちらも大きく変わ り対応は大変だろうなと思って質問させていた だいたんです。答えは県教委としては1か月前 倒しで出していきたいということなんですけれ ど、選ばれるためにもっと丁寧に中学生や保護 者や地域にその説明をして、ぜひ高校側がこう いう子供を求めているんだという明確なメッセ ージを送るのも、非常に大事と思っているんで す。ただ、今までは学校推薦だったので、人数 はそれなりに決まっていますよね。ところが、 自己推薦ということは誰でも手を挙げられると いうことですので、中学校側は今まで限られた 人数の推薦の子供たちの面倒だけ見ておけばよ かったものが、ひょっとすると倍ぐらい手を挙 げる子が増える。

というので、中学校の先生の負担は相当厳しくなるのかなと。どこまで指導ができるのか、 1人に何回も指導ができる学校もあれば、なかなかできないよという格差とか出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りは県 教委としてどう考えているのか、お伺いします。

○谷口高校教育課長 推薦入試の改善につきまして、委員がおっしゃるような御心配もあろうかと思いますが、実は毎年中学校、高校にアンケートを取っておりまして、その結果、今までは中学校からは学校推薦については校内で資料を作って推薦委員会を開かないといけないことに対しての負担といいますか、中学校ごとにその学校推薦の基準を決めるのもなかなか厳しいと、そういった声がずっと上がっておりまして、この改善を事前に中学校の校長会等にお話に行ったときには、非常にありがたいといった声も頂いているところであります。

とはいえ、やっぱり新しい改革ですから、今年行われたことによって委員がおっしゃるような、新たな指導の負担も出てくるかもしれませんので、また来年度のアンケート等を参考にして改善すべきはやっぱり改善していかないといけないと考えております。

○満行委員 今年私は監査委員をさせていただいてて、県北の高校に行って、意見交換させていただいたんですけれど、よくよく考えると塾に通える子、通えない子でまた差が出てくるんじゃないのかなと。

余裕がある子たちは学校でも指導、そして塾でも指導、校長いわく、塾の指導はよくやっているみたいな説明でもあったんです。けれども、保護者から見てフェアな形の推薦制度というのがやっぱり出てくるのかなと。中学校のアンケートも行って見直すとこは見直すということですので、それは大変いいことだと思うんですけれど、ぜひ全国で先駆けて30%推薦数を入れた県ですので、それなりに歴史もあるし、とは思うんですけれども、見直しを図っていただきたいし、中学校も高校も現場の負担がなくなる。

なおかつ、選ばれる側の高校の魅力が高まる、 そういった推薦制度をぜひ、今後、それをずっ とローリングしていくというのをぜひお願いし たいなと。要望しておきたいと思います。よろ しくお願いいたします。

- **○重松委員長** ほかはございませんでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○重松委員長 ないですかね。それでは、次、 請願の審査に移ります。

継続請願第6号、新型コロナウイルス感染症 から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少 人数学級を求める請願について、執行部から何 か説明はございますでしょうか。

- ○東教職員課長 特にございません。
- **○重松委員長** 関連して委員から質疑はありますでしょうか。
- ○丸山委員 4月から新しく常任委員会に配属 されたので、情報提供をお願いしたいんです が、35人学級についての法律が4月1日から変 わったものですから、この今上がっている請願 がどれだけ改善されたかをを教えていただきた いのが一つと。

また、今小学校は特に募集しても1.何倍とか、 すごく成り手が少なくなっていて教員の確保が 本当に簡単じゃない気がするものですから、ど ういう実状なのか、情報提供をいただくとあり がたいと思います。

○東教職員課長 請願の中に6項目出てきているんですが、本県の学級編成基準についての請願ということで、昨年度法改正が行われまして、今年度から令和7年度までに小学校2年生から小学校6年生までの35人学級をやるということになっております。

本県の学校編成基準を申し上げますと、本県では小学校1年生と2年生は、県独自で30人学

級を実施しております。そして、小学校3年生から小学校6年生までは、先ほど申しました法改正がございましたので、来年度から順次35人学級に編成していく予定であります。

中学校につきまして、中学校1年生が県独自で35人学級を現在実施しておりますので、残りの中学2年、3年について、今は40人でありますので、これについてはかねてから国のほうに要望しておりますので、これも国のほうに続けて要望していきたいと考えております。

項目にあります特別支援学級や複式学級につきましては、ここにあります上限に至っておりません。例えば、特別支援学級は8人が上限であります。複式学級は16人が上限でありますので、ここにつきましては市町村からの要望もございますので、これについても教職員の定数改善ということで、国に昨年度も要望してきております。

それと、2番目にありました小学校の採用のことなんですが、今年度も大変倍率が少ない状況で、九州各県見ても大変下がっている状況がございました。なかなか私たちも採用試験に向けては、各大学を回ったりしているんですが、一番大きなネックになっているのが、講師をしている人が採用試験を受けない状況があるというところが、一番大きいところです。

大学を出た4年生は採用試験を受けて、この数は増えてきているんですが、講師から受ける人が減ってきていると。これについては大体県内に小中校1,600人ほどの講師がおります。実際に小学校の教員採用試験を受けるのは160人弱であります。1割であります。10年ぐらい前は7割、8割の講師が受けておりましたが、今は1割しか採用試験を受けない状況です。

年齢別に見てみますと10年前は7割、8割が20 代、30代の教員を目指していた方々が講師をさ れていたんですが、現在は、20代、30代合わせ て48%としかいらっしゃいません。50代、60代 の方がどんどん今増えている状況で、どうして 試験を受けないのかということで、いろいろ調 査をしてみたところ、やはり正職になってしま うと異動になってしまう。そうすると自分が今 家庭を持っていたりすると、異動になるのでこ のまま講師を続けたほうがいいという、御意見 をいただいておりますので、ここの講師につい てはなかなか難しい状況があるなということで、 来年度向けてやはり大学の新卒者、それと宮崎 県から一度出ていった現役の先生たち、そこを 焦点にしながら小学校教員の採用、倍率、応募 者数を増やすために努力していきたいと考えて おります。

- **〇丸山委員** 分かりました。ありがとうございました。
- ○重松委員長 よろしいですか、そういう現状ですね。特に、ありませんかね。

それでは、請願審査は終了したいと思います。 それでは、以上を持って教育委員会を終了い たします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。 暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後3時3分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日行いたいと思います。

開会時間は13時ちょうどでよろしいでしょう か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのように決定いた します。

その他、何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 何かないようでしたら、本日の 委員会を終了したいと思いますが、よろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、以上をもちまして、 本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後3時4分散会

令和3年6月25日(金曜日)

午後1時0分再開

出席委員(7人)

員 委 長 重 松 幸次郎 副 委員長 山下 寿 委 員 徳 重 忠 夫 委 員 井 本 英 雄 委 員 丸 山 裕次郎 委 員 脇 谷 のりこ 委 員 満 行 潤 一

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 議事課主事
 飯田貴久

 総務課主事
 合田有希

○重松委員長 では、委員会を再開いたします。 まず、議案等の採決を行いますが、採決等の 前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 特にないですね。それでは、ほかに特にないようですので、採決を行います。 採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

〇重松委員長 それでは、一括に行きます。

それでは、一括して採決いたします。議案第 1号、議案第2号、議案第13号、議案第18号に つきましては、原案のとおり可決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 異議なしと認めます。よって、 議案第1号、議案第2号、議案第13号、議案第18 号につきましては、原案のとおり可決すべきも のと決定いたしました。

次に、請願第6号新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願についてでありますが、この請願の取り扱いも含め、御意見をお願いいたします。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 継続との御意見がありますので、 それではお諮りいたします。請願第6号を継続 審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○重松委員長 挙手多数でございます。よって、 請願第6号は継続審査することに決定いたしま した。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望 等はありませんか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 一任ですか。それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいた します。教育及び警察行政の推進並びに公営企 業の経営に関する調査については、継続調査と いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 御異議ありませんので、この旨、

議長に申し出ることといたします。

次に、延期となっておりました県内調査については、新型コロナ感染状況が落ち着いてまいりましたので、予定どおり県北調査を7月の6日火曜日から7日水曜日に、県南調査を8月4日水曜日から5日木曜日にそれぞれ実施しますので、よろしくお願いいたします。

また、県外調査につきましては、10月13日水曜日から15日金曜日に実施予定ですので、現時点で調査先等について御意見、御要望がありましたら、お出しいただきたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時3分休憩

午後1時7分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、調査先、調査事項 のなどは7月19日の閉会中の常任委員会で改め て協議しますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時7分休憩

午後1時10分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

次に、7月19日に予定されております閉会中 の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思 います。閉会中ですね。

暫時休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時11分再開

○重松委員長 では、委員会を再開いたします。 それでは、7月19日月曜日の閉会中の委員会 につきましては、ただいまの御意見の内容で委 員会を開催することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんでしょうか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○重松委員長 何もないようですので、以上で 委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時11分閉会

署名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎